

令和 7 年 11 月 20 日

東京都知事 小 池 百合子 殿

各種団体等要望  
要望書

一般社団法人 東京都電設協会

## 要 望 事 項

### 1. 公共事業の推進について

公共事業は景況感に左右されない仕事量と継続性を確保し着実に推進していただきたい。

#### 【要望理由】

電気工事業者を取り巻く環境は資材価格の高止まりや納期の遅延、工期の延長等、不透明感を拭えず、先行きに不安を抱いている中小事業者は少なくない。

それゆえ、公共事業を着実に推進していただきたい。電気工事は産業の競争力の強化や人々の生活の安全安心に直結する重要インフラであり、事業機会の創出は東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも重要と考える。

### 2. 財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入について

財務局発注案件についても、他の部局と同様に件名の重複申込ができる制度を導入していただきたい。

#### 【要望理由】

財務局発注案件に関する現行の入札契約制度では、1件名について申込から入札までの期間に1ヶ月半から2ヶ月を要し、受注できない場合、別件を改めて申し込むこととなるため、入札時に選定した技術者が遊んでしまうリスクを抱えることになっている。

入札者数を増やして活性化を図るためにも、件名の重複申込ができる制度の導入が必要と考える。なお、1件でも落札した場合、他は辞退とする。

### 3. 価格高騰や資材不足に対する適切な対応について

価格については単品スライドの運用、工期については当初の工期設定の変更等状況に応じては遅らせるなどの弾力的な対応を迅速且つ適切に行っていただきたい。

#### 【要望理由】

電設資材の価格高騰、納期の遅延等先行きの見通せない状況が続いている。電設資材全般で、価格の高止まりと共に納品も定まらず、円滑な施工に支障を来す状況にあるといえる。東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも弾力的な対応を迅速かつ適切に行っていただきたい。

以 上

東警協発第 871号  
令和7年11月20日

東京都知事  
小池 百合子 殿

一般社団法人東京都警備業協会  
会長 澤本 尚志

### 入札制度等に係る要望について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より当協会の運営各般にわたり、格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

警備業は1962年に誕生して以来60年以上が経過し、今や警備業者1万811社、警備員58万7,848人を擁する産業にまで成長し、防犯・防災の観点から社会に安全・安心を提供する生活安全産業として、多種多様な警備サービスを提供させていただいております。

一方、警備業全体を取り巻く情勢を見ますと、かねてよりの課題である警備員不足や高齢化は益々深刻化するとともに、技術革新などによる環境の変化への対応、そして何よりも重要な経営基盤の強化等々、危機意識をもって取り組まなければならない課題は山積しております、その解決に向けての取り組みの必要性・緊要性が高まっています。

警備業界では、依然として、発注元が強い立場にあることから未だに警備料金の交渉等が十分にできず、適正な取引ができていないケースもあります。

そうした中、政府は、本年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」を閣議決定しました。とりわけ第2章では「警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向けて、官公需におけるリスクや重要性に応じた割増算を含め、適切な労務費の価格転嫁を進める」と警備業に関する賃上げや価格転嫁の促進が明示されています。

つきましては、別紙「入札制度等に係る要望事項」のとおり、要望事項を取りまとめたところでありますので、格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

## 入札制度等に係る要望事項

### 1 最低制限価格制度等の導入について

適正な警備業務実施の観点から、東京都が入札を行う警備業務においては、「最低制限価格制度」および「低入札価格調査制度」を導入し、低価格による入札を排除し、サービス受給者及び警備業双方に有益な入札制度となるようご検討いただきたい。また、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」においては、「発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする」と示されていることから、価格のみでなく資格者在籍状況や品質等を重視した「総合評価落札方式」（企画競争入札）の活用を積極的にご検討いただきたい。さらに、警備業務の雇用の安定と品質向上のため、複数年契約の導入をご検討願いたい。

### 2 各種警備に伴うキャンセル料の制度化について

警備業界にとってキャンセル料の未払いが大きな課題であったところ、東京2020大会はキャンセル料の適正な支払いがなされ、警備業界にとって大きな転換期となる大会となった。同大会においては2日前までは100%、14日前までは50%と規定されていたことから、東京都が入札を行う警備業務においても、この大会を参考にキャンセル料の適正な支払いについてご検討いただきたい。

### 3 警備の種類に応じた積算について

官公庁関係の施設警備および交通誘導・雜踏警備の積算に当たっては、予定価格算定の参考資料として「建築保全業務労務単価」と「公共工事設計労務単価」がそれぞれ国土交通省から毎年示されているので、これらと必要経費が予定価格に適正に反映されるようお願いしたい。特に警備業者は中小受託事業者の立場が多く、経済産業省が進める「取引適正化・価格転嫁促進に向けた取組」の方針と合致するようご指導願いたい。

一方、機械警備、貴重品運搬警備およびその他警備業務の積算については、標

準的な積算基準は無く、設定される予定価格の多くが事業者の事前見積等に基づくものとなっており、実態として、採算を度外視した事業者の見積により著しく予定価格が引き下げられ低価格で落札に至る状況が見受けられることから、東京都においては、適正な予定価格の設定をお願いしたい。

なお、標準的な積算基準の無い警備業務について、事業者共通で発生する主な費用についても、予定価格に適正に反映されるようお願いしたい。

あわせて、最低賃金の改定を見込んだ予定価格の設定をお願いしたい。

#### 4 労働環境の整備について

労働環境の整備を受注者等へ引き続き指導又は仕様での義務化を推進されたい。さらに、女性専用も含め警備員の更衣室、休憩施設、トイレ等の整備をご指導いただきたい。

また、酷暑期における熱中症対策や、厳冬期における防寒対策などを引き続き推進するとともに、各種対策における予算を受注者等の積算へ含め、警備業者においても必要経費として計上できるようお願いしたい。

さらに、工事現場等においては作業員が休憩中でも警備員は配置を継続する必要があり、施設警備においては休憩時間中であっても発報時や異常時に対応する必要があるため、警備員が確実に休憩時間を確保できるような体制を考慮されたい。

東京都知事  
小池 百合子様

令和8年度  
東京都予算編成等に対する要望書

令和7年11月20日



公益社団法人 東京都獣医師会  
会長 上野 弘道

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階  
電話 03-3475-1701 FAX 03-3405-0150

2026年4月に開催されます「第41回世界獣医師会大会」(東京大会)に対し、東京都から格別のご支援とご協力をいただいておりますこと、また、本年7月にワシントンD.C.で開催された「第40回世界獣医師会大会」に小池都知事にご参加いただきましたこと、深く感謝しております。世界獣医師会大会は、31年ぶりに日本で開催される国際会議で、今回のテーマはコロナ禍以降世界的な関心事である「ワンヘルス」となっております。

ワンヘルスとは、一言でいえば、地球および地球上に住むすべての生命体を守ることです。その実現のために、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一体として捉え、相互に関連する課題を統合的に解決していくこうとする理念であります。これは、近年理解が進んでいるように単なる感染症対策や薬剤耐性菌対策にとどまらず、貧困問題や環境破壊も含む社会全体のウェルビーイング(well-being)を実現する取組みへとつながるものであります。

「人々が暮らしたい、働きたい」と思える東京であり続けるためには、経済性や利便性の向上だけでなく、心の豊かさや社会の調和を実感できる環境づくりが欠かせません。そのためにこそ、ワンヘルスの理念を政策の基盤として位置づけ、都政運営に反映していくことが重要であると考えます。

私たち獣医師が深く携わっている動物の健康・福祉、そして人と動物との共生も、まさにワンヘルスの中核をなす重要な要素であります。動物は古来より人の心を癒す存在として知られていますが、伴侶動物である犬猫等からの恩恵は情緒的なものにとどまりません。科学的研究により、次のような多面的な効果が実証されています。

- ・身体的効果:フレイル予防、認知症予防、アレルギー発症の抑制
- ・精神的効果:子どもの情緒の安定、抑うつ・孤独感の軽減、認知機能の維持
- ・社会的効果:犯罪発生率の低下、地域コミュニティの促進、介護費の削減

これらは、動物と人との関わりが、都民一人ひとりの健康だけでなく、地域社会の安定や国や自治体の財政負担の軽減にも寄与していることを示すものです。人々が生活する環境が健全に持続され、都民と動物が安心して共に暮らせる持続可能性のある社会の構築は、まさにワンヘルス社会の具現化といえます。

私たちはこれまで、東京都においてワンヘルスの理念を明確に位置づけた「ワンヘルス条例」の制定や推進体制の整備を提案してまいりました。引き続き、行政、医療、獣医療、教育、そして都民が一体となり、社会をより良くするために協力し合う枠組みの構築を強く要望いたします。特に、都内全域の各地域の現状をよく知る民間の専門家を交えたワンヘルスアプローチによる協議・連携の場の設置を検討いただき、分野横断的な課題解決を推進していただきたく存じます。

また、2026年4月に東京で開催される世界獣医師会大会は、これから社会が必要としている人と動物の共存社会に多いに寄与するので、東京都・日本獣医師会とともに世界へ発信できるよう、しっかりと支えていく所存です。

小池知事より、世界大会ご参加の際、「ペットの課題がたくさんある中で、世界の獣医師が情報共有できるのは意義深い」というお言葉をいただき、獣医師として世界をリードすることができるよう、東京都とともに手を取り合い、邁進していければと考えております。

以下に、ワンヘルスの理念に基づき、特に重要と考える事項について要望申し上げます。

## 1) 東京都動物愛護相談センター設置に関する要望(保健医療局)

### 【理由】

現在、計画検討が継続されている東京都動物愛護相談センターの機能をさらに拡充し、動物福祉、感染症対策、公衆衛生対策を統合的に担う新たな拠点として整備されることを強く要望いたします。

近年、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の発生が北上しており、東京都内においても先日、その発生が確認されました。感染対策・検査体制・二次受け入れ体制など、人と動物の双方を守る仕組みづくりが喫緊の課題となっています。また、レプトスピラ症の届出件数も増加しており、動物病院を中心とした早期情報収集や公衆衛生対応が求められています。そのような中、動物愛護相談センターの運営体制について、東京都において独自に完結する形を想定されておられますでしょうか。あるいは都内全域で従事している本会会員である臨床獣医師の専門的知見や技術力、そしてネットワークを必要とお考えか、ご見解を賜りたく存じます。

私どもは、これらの感染症対応や動物福祉の推進において、日々臨床の現場で培った経験・診断力と情報ネットワークをもとに、都民と動物双方の安全・安心の確保に努めてきております。こうした臨床現場の知見を新たな愛護相談センターにおいても活用いただくことで、東京都が掲げる「人と動物の共生の実現」を、より確実に前進させることができると確信しております。つきましては、センター設置および運営にあたり、臨床獣医師による協力体制の必要性、有識者の参画について、東京都としてのお考えをお聞かせいただければ幸いです。

また、東京都動物愛護相談センターがハルスプランの元で、単なる動物対応施設にとどまらず、譲渡会や適正飼養啓発、防災教育などを通じ、都民が安心して集える「動物と人の共生拠点」として機能することを期待いたします。民間企業や専門家との連携のもと、地域交流や教育の中心として発展していくことを強く願っております。

## 2) 動物死体の検案及び埋葬に関する要望(保健医療局、環境局、教育庁)

### 【理由】

都民が保護した傷病野生鳥獣ならびに学校飼育動物の死亡時の検案および埋葬については、人と動物の共通感染症への対策であると同時に、命を尊ぶ教育の観点からも極めて重要な事業です。本事業はすでに10年以上継続され、年間300~500校の学校飼育動物および60~100頭羽の野生鳥獣を対象としています。都民や児童を感染症から守り、情操教育を支える意義ある取り組みとして、今後さらなる充実と予算化を検討いただきたいと存じます。

### 3) 野生鳥獣保護センター(傷病野生鳥獣リハビリセンター)の新設に関する要望(環境局)

#### 【理由】

多摩地域を中心に、東京都内では傷病野生鳥獣の保護事例が増加しています。令和6年度には東京都獣医師会による保護実績が169件に達しており、これらの情報は感染症・環境・生態系保全の科学的エビデンスとして極めて重要です。

しかし、これらのデータの体系的な収集・分析・活用は十分に行われておりません。そこで、傷病野生鳥獣の情報ハブ機能とリハビリ機能を併せ持つ「野生鳥獣保護センター」の設置を要望いたします。治療後のリハビリを通じ、より多くの傷病野生鳥獣が野生復帰できる体制を整えることは、都民・動物・環境の健全性を守るワンヘルス施策の一環として、極めて意義深いものと考えます。

小池都知事が掲げられる「100年先も誰もが輝く、明るい東京の未来」というビジョンは、まさにワンヘルスの理想と重なるものであります。世界から注目される活力ある東京であり続けるために、経済と環境の健全性を両立させ、心豊かに暮らせる社会を築くためにも、ワンヘルスの理念を軸とした政策推進を心よりお願い申し上げます。

## 要 望 事 項

### 1. エッセンシャルワーカーとしての資源回収業者に対する支援、育成について ～熱中症予防対策、燃料・人件費等高騰対策、車両備品の環境対応、安全運転管理 システムに対する支援が必要である～

資源回収業務は、「生活の維持に不可欠なエッセンシャルワーク」であり、近年相次ぐ気候変動による猛暑の中にあっても、日々休むことなく熱中症対策をしながら回収業務を続けてきた。最近では、資源物及び廃棄物全般の発生量減少や、市況の低迷による売り上げの減少、世界情勢不安による燃料資材価格の高騰、2024年問題や運転免許区分による中型車が運転可能な人員の不足と人件費の高騰、部品調達難による車両や重機の入手が困難な状況など、急激な社会情勢の変化にあっても、年度当初の契約の中で各組合員経営努力をしながら雇用を確保し、必要な車両設備を揃え、業務に当たっている。

行政回収においては、多摩地域を中心に戸別収集化が進んでいるが、置き配の誤回収を始め住民とのトラブルも多発しており、ごく一部ではあるが、心無い声を掛けられることもあり、カスタマーハラスメントの問題も起きている。また近年、リチウムイオン電池などの混入による塵芥車の火災事故が増えているが、古紙を回収している塵芥車や古紙問屋においても火災事案が発生している。このような責任と負担の増加は、回収業者の経営の不安定化を招いている。そして、近年の地価の高騰は、日本で一番地価の高い東京都内で事業を続けている資源回収業者にとって、駐車場や選別加工場所を確保する上で大きな負担となっている。安全運転に関して様々な支援装置が開発されているが、これらを導入していくにも更なる負担増が必要である。

こうした厳しい情勢の中でも、SDGsの目標達成に向け、各自治体と連携を図りながら環境対策、環境対応をしていかなくてはならない状況にある。そして、令和5年には公正取引員会から労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針が出されているが、行政委託業務においては地域差が大きく、民間業務においては十分な転嫁が出来ない状況にある。

#### (要望内容)

エッセンシャルワーカーである資源回収業者が安心して業務を維持継続できるよう、あらゆる側面で区市町村と連携して回収業者に支援をされたい。

具体的には、市況の安定化対策と経営支援、現場のニーズに即した熱中症予防対策、燃料資材・人件費等の高騰に対する対策、免許区分の限定解除等の費用補助など人材確保・育成のための支援、固定資産税の減免措置、車両備品の環境対応や購入支援、安全運転支援システムの導入に関する助成と塵芥車やヤード火災に対する補償を要望する。また、労務費の価格転嫁について、行政機関との協議の場を引き続き設けて頂きたい。

### 2. 集団回収を始めとする資源リサイクルシステムに対する支援の拡充について ～安定的な資源リサイクルシステムの確立と集団回収業者に対する支援拡充の必要がある～

## 団体名 東京都資源回収事業協同組合

都内各地域で実施されている集団回収事業は、地域住民のコミュニティ確保の場であるとともに、資源リサイクルを通した持続可能な開発目標（SDGs）の最初の入り口である。その集団回収事業は、資源物の売払いと自治体からの助成金によって運営されている。古紙、古布、金属類、びん・カレットなどの資源物の循環は、全世界に亘る国際的な流通により成り立っているが、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルによるガザ侵攻、紅海でのフーシ派による海賊行為といった国際的な政情不安により、国内外の資源物の市況は乱高下を繰り返し、需給バランスが崩れやすい状態であり、この先も出口が見えず不安定感を増す状況となっている。

また、古紙不足による持ち去り被害、金属スクラップの相場の高騰による盗難被害が相次ぎ、古布に関しては、主要な輸出先が限られる上、輸入国の政策や経済状況に左右される状況である。

当組合は、古紙価格の暴落を受け、令和2年1月に「集団回収事業非常事態宣言」を発令し、区市町村に対し、集団回収事業における業者助成金制度の新設及び増額をお願いしたが、未だに実現に至らない自治体もあり、回収業者の地域格差が拡がっている。現在も日経古紙相場は未だ非常事態宣言時と変わらない状況にある上、古紙の発生減も重なり kg 単位の業者助成では対応しきれなくなっている。

また、回収形態の変化（ステーション回収や戸別収集化）も回収業者の負担増となっているだけでなく、シートベルトの装着義務免除を求める声も出てきており、日本再生資源事業協同組合連合会を通じ、一般廃棄物収集運搬に準じたシートベルトの装着義務免除を集団回収に拡大するよう警察庁に働き掛けているが、都市部特有の事情ということもあり、なかなか実現できていない。

### （要望内容）

持続可能な資源循環型社会の形成、維持を目指し、今後も起こりうる緊急事態による国際市況の変化に対応し、安定した資源リサイクルシステムを確保するために、集団回収事業に対する地域格差がなく、発生量に左右されない助成や支援を含めた政策を検討して頂くとともに継続的な協議の場を設けて頂きたい。集団回収におけるシートベルトの装着免除について、東京都独自で警視庁に働きかけを行って頂きたい。

また、「区市町村との連携による環境政策加速化事業」について、集団回収事業に適用して頂いておりますが、区市町村の2分の1負担が障壁となり活用できていないケースが多いため、すでに区市町村が業者助成金として支出している分を自治体負担とみなして同額を補助して頂くような使途もご検討いただきたい。そして、各自治体に対して、集団回収業者に対する支援拡大に取り組むよう指導をして頂くよう要望する。

### 3. 可燃ごみに含まれるリサイクル可能な古紙や紙製容器包装類の分別回収に係る経費への支援と、古紙の分別に関する啓発活動への協力依頼について

古紙は昔からリサイクルの優等生と呼ばれている。紙から紙という水平リサイクルは、江戸時代から事業として成り立つようになり、民間ベースで回収から加工、再生までのシステムが成立していた。30年ほど前からごみ減量を目的に行政が資源リサ

## 団体名 東京都資源回収事業協同組合

イクル事業に乗り出し、我々資源回収業者も各市の『廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例』第16条に基づき、行政と一体となって古紙を始めとする資源回収システムを作り上げ、再資源化率の向上に寄与してきた背景もある。

近年、素材の多様化に伴い、ストーンペーパーや古紙を配合した複合素材など、様々な新素材が環境にやさしいことを訴えて開発されているが、既存のリサイクルルートに乗せることが困難であるだけでなく、禁忌品としてリサイクルの阻害要因にもなっている。

また更なるごみの減量を目指して、可燃ごみに混入しているリサイクル可能な紙製品（雑がみ）の回収促進、紙製容器包装の回収とリサイクルに向けた取り組みを各地で進めている。発生が減る古紙の回収増が見込まれる反面、回収経費の増加、禁忌品の混入増加による選別作業の手間とコスト増を余儀なくされる。可燃ごみとしての焼却コストを越えてしまうと、都民や客先への分別をお願いできなくなり、かえってごみ化を促進しかねない。

雑がみの回収促進、紙製容器包装の回収及び再資源化に必要な回収経費、選別経費をご支援いただくとともに、昇華転写紙、感熱発泡紙、線香の箱など臭いのきつい紙、口引きされた紙など、再生紙製品への影響の大きい禁忌品や先述の新素材などの分別強化に関する啓発活動への協力が不可欠である。

### （要望内容）

可燃ごみに混入しているリサイクル可能な古紙の分別回収の促進の取り組み、紙製容器包装の回収システム確立に向けた取り組みと回収及び選別に係るコストへの支援及び禁忌品の分別啓発の取り組みに関する協力を要望する。

## 4. 東京都資源回収事業協同組合の活用について

～都の公共施設等における資源回収業務に当組合を活用されたい～

当組合は都内全域 150 強の資源回収業者で組織する事業協同組合であり、都内全域で各自治体や地域住民と共に資源回収システムを構築・運用している。

東京都の資源回収は、分別回収を基本としたリサイクルシステムであり、排出者・回収業者それぞれが経済的合理性や利便性にとらわれず、互いに協力し合い成り立っている。江戸時代から續くりサイクルの心を具現化したものであり、2020TOKYOオリンピック・パラリンピック競技大会及び東京 2025 世界陸上競技選手権大会における関連施設からの資源物再資源化委託業務を受け、分別回収に対する都の姿勢を示すべく、資源回収事業に参加させて頂いた。

### （要望内容）

今や世界基準となっている「持続可能な開発目標（SDGs）」の「つくる責任つかう責任」に対する東京都の姿勢と取り組みはさらに重要なものとなるため、都の公共施設等における資源回収業務や、今後開催される大規模イベントにおける資源回収業務において、実務及び窓口業務を担うことの出来る当組合を活用されたい。

令和 7 年 11 月 20 日

東京都知事  
小池百合子 殿

三多摩清掃事業協同組合  
理事長 加藤 宣行

## 令和 8 年度東京都予算に対する要望書

小池知事におかれましては、ご就任以来一貫して環境政策を都政の最重要課題として位置付けられ、国内外をリードするお取り組みをいただき心から敬意を表します。

特に令和 7 年度は一般廃棄物処理業務の委託料適正化に向けて、都に相談窓口が設置され、都内自治体への財政支援にも予算付けがされるなど歴史的な一步となりました。

しかし各自治体の実際の委託料契約にあっては、その適正化に向けて一層の強化が必要な状況であります。

また、リチウムイオン電池等の不適切な廃棄による、収集運搬車や処理施設での火災事故が多発しており、これは作業員の安全確保、車両・施設の損壊、そして廃棄物処理事業の安定的な継続に深刻な影響を及ぼしています。

そこで令和 8 年度東京都予算に対し下記の通り要望致します。ご理解のうえ実現していただきますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

### 1. 一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁」の実現

都は、令和 6 年 9 月 30 日に発出された環境省局長通知を受けて小池百合子都知事名で各市区町村長宛に出された「一般廃棄物処理業務における『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』等を踏まえた対応について」(通知) が着実に具現化されますよう下記の通り要望します。

#### (1) 今年度、都は「一般廃棄物収集運搬の委託業務契約に係る仕様書・原価計算書の作成マニュアル」を作成されました。これを都内市町村が適正に活用するよう推進をお願いします。

- これまで委託料の設定は、原価計算書に基づくことなく、自治体予算編成の中で帳尻合わせをするような極めて低い金額が当てはめられてきました。このような中で、適正な原価計算ができるマニュアルを都が作成されたことは画期的なことであります。
- しかし、ある自治体の担当者は「都のマニュアル通りにはいかないよ」と事業者に伝えているとの情報が寄せられております。
- 廃棄物処理法で定める「受託業務を遂行するに足りる額」とは、受託者が適正かつ確実な処理を行うために必要な費用を賄える金額であり、受託業務の原価計算方式に基づいて算出した原価に、適正な利潤を加えた額を意味するとされています。
- 都が作成した「仕様書・原価計算書の作成マニュアル」の活用状況のフ

オローアップ調査の実施をお願いします。

**(2) 昨年度、都が実施した市町村への調査を踏まえ、各市町村が委託料を算出する際には、事業者からのヒアリングが適切に実施されるよう推進をお願いします。**

- ・都知事通知では、「受注者がこうした公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる」としています。
- ・昨年の都の調査では、12市1町が事業者からのヒアリングを一切行っていないことが明らかになっておりましたが、今年度では全ての自治体で「ヒアリングを実施した、もしくはヒアリングを実施予定」となっています。
- ・しかし事業者からのヒアリングの中で、カスハラまがいの言動（「不適切な言動」や「威圧的な交渉態度」）を受け続けてきた事例が数多く確認されており、各自治体で実施されたヒアリングの態様が適切かどうかの掌握を自治体と事業者の双方からお願いします。

**(3) 指名競争入札の着実な廃止**

- ・都の調査、指導を受けて、これまで指名競争入札を実施してきた8市が「次期契約改定時には価格競争のみに依らない契約方法で実施する」となりました。
- ・これまでの都の取り組みを高く評価するとともに、指名競争入札の導入をちらつかせて事業者に不利な委託料契約を結んできた長年の歴史にピリオドが打たれるよう、廃棄物処理法の趣旨及び最高裁判決の示す方向性に合致させるため、指名競争入札の着実な廃止を強く要望します。

*(平成26年最高裁判決)*

*「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」*

**(4) 相談窓口の充実・強化**

- ・発注者である市町村との価格交渉や、実勢価格の上昇などを受けた契約変更の際に、受注者が理不尽な対応等を受けた場合の相談窓口が令和7年度から都に設置されました。大変に画期的なことであり、この相談窓口の存在だけでも事業者の心の大きな支えとなっております。
- ・これまで受注者は長年にわたって、仕事を失うリスクを恐れて発注者との価格交渉はほとんど不可能な状況でした。発注者側の言い値で委託料が決まってきたという歴史的事実があります。
- ・こうした経緯から事業者がより相談しやすい相談窓口となるよう、一層の充実・強化をお願いします。

## (5) 当組合との連携強化

- これまでの歴史的経緯や各市町村の諸事情により、都の相談窓口を活用できない事業者も数多く存在します。
- 最高裁判決が明確にくだされて10年以上が経過し、国から2度の通知が発出されても、全国のほとんどの市区町村で契約のあり方が見直されてこなかったという根深い歴史があります。
- 委託料の適正化にとどまらない諸課題もあり、その解決に向けて、都としても積極的に関与していただくために、引き続き、当組合との連携強化をお願いします。

## (6) 都から市町村への財政支援の継続・強化

- これまでの価格交渉では、受注者が合理的な根拠を示した希望価格に対しても、発注者である市町村が「財政上困難」や「予算上難しい」などとして、意図的に委託料が抑えられてきました。
- 市町村の厳しい財政状況から、長年にわたり委託料を変えないばかりか、一般競争入札の導入をちらつかせつつ、理不尽ともいえる額の委託料を提示してきた自治体もあるほどでした。
- 事業者としては、『受託業務を遂行するに足りる額』に到底及ばないと認識しつつ、業務を全て失うリスクを考え、自治体の言い値で契約を締結せざるを得ない状況となっています。これは都知事通知が発出された現在でも、一部を除いて変わっておりません。
- 都は、令和7年度から、必要とする市町村への財政支援のスキームを立ち上げましたが、実態としては財政上の理由を挙げる、あるいはそれを暗にほのめかすなどして、委託料を本格的に適正化するような状況にまでは至っておりません。
- 市町村が財政上の困難を理由とせずに、法の定める「受託業務を遂行するに足りる額」を確保できるよう、支援スキームを恒久的な措置として継続・強化してください。

## 2. リチウムイオン電池等による火災事故防止と支援体制の強化

都において、以下の事項について具体的な対策を講じていただくよう強く要望します。

### (1) リチウムイオン電池等の適正な排出方法に関する周知・広報の徹底

- 現在、リチウムイオン電池を含む小型充電式電池が様々な製品に利用されているにも関わらず、その危険性や正しい分別・回収方法（例：リサイクル協力店やメーカー回収の利用、端子部の絶縁等）について、都民への浸透が十分とは言えません。

- ・よって、更なる火災事故を未然に防ぐため、広報・周知活動を徹底的かつ継続的に実施されるよう要望いたします。

#### ① 広報ツールの多様化と強化:

テレビ、ラジオ、SNS、デジタルサイネージ、都や区市町村の広報誌など、多様な媒体を活用し、リチウムイオン電池の危険性と正しい出し方について、視覚的にも訴えかける広報を強化してください。

#### ② 義務教育課程での啓発

小・中学校等の教育現場においても、環境教育の一環として電池の正しい廃棄方法と危険性に関する啓発活動の導入を推進してください。

#### ③ 製品販売事業者との連携強化

リチウムイオン電池を使用する製品を販売する事業者に対し、製品パッケージや取扱説明書に廃棄時の注意点を明確に記載するよう、指導を強化してください。

### (2) 火災事故発生時における東京都による支援策の検討と確立

- ・リチウムイオン電池等が原因でごみ収集車や処理施設で火災が発生した場合その損害は甚大であり、各事業者の経営基盤を揺るがしかねません。
- ・つきましては、清掃事業の公共性を鑑み、事故発生時の事業継続性を確保するため、以下の支援策を速やかに検討し、明確な体制を確立されるよう要望いたします。

#### ① 損害に対する経済的支援の創設

火災により損壊した収集車両の修理・購入費用、または処理施設の復旧費用に対し、東京都独自の補助制度や低利融資制度を創設し、事業者の経済的負担を軽減してください。

#### ② 代替車両・施設の確保支援

収集車両が使用不能となった場合や、処理施設の一部が停止した場合の緊急的な代替車両の手配支援や、他区市町村・他事業者への処理委託調整などの支援体制を構築してください。

#### ③ 事故調査および再発防止策への協力

事故原因究明のための専門的な調査に対し、都による技術的・人的な支援を提供し、今後の再発防止策の策定を共同で推進してください。

## 3. 熱中症対策補助の継続・拡充

### (1) 都の補助制度が活用されるよう状況把握をお願いします

- ・熱中症対策は命の危険に関わる問題であり喫緊の課題です。夏季では朝8時に30℃を超える日が続き、都内でも7年ぶりに40℃超が観測されました。
- ・一般廃棄物の収集運搬の作業員は、命の危険に関わるような猛暑の中で

も、アスファルトの上を駆け回り、重たい廃棄物を次々と収集車に積み込む重労働を担っています。快適で衛生的な都民生活を守る重要な事業であるため、たとえ熱中症警戒アラートが発表されても休止できないのが実情です。

- ・都は令和6年度から、エッセンシャルワーカーの熱中症対策として、ファン付きウェアなどを含めた様々な熱中症対策グッズへの補助金制度を開始しました。
- ・しかし、事業者が制度の活用を希望しても市区町村の対応で本制度が活用できない実態があります。こうした状況を把握していただき本制度が活用されるよう促進をお願いします。

**(2)すべての市区町村で熱中症対策補助が活用されるよう財政支援を強化してください**

- ・上述の通り、令和7年度でも、都が開始した市区町村への熱中症対策補助は利用実績が上がっておりません。
- ・厳しい財政事情にある市町村でも同補助が積極的に活用されるよう補助スキームの改善・強化をお願いします。

以上

日金協第第 25-867 号

令和 7 年 11 月 20 日

東 京 都 知 事  
小 池 百 合 子 殿

日 本 貸 金 業 協 会  
会 長 倉 中 伸

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より貸金業に対し、多大なるご支援ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
当協会は、設立以来、資金需要者の皆さまが安心してご利用いただける貸金市場の実現を目指し、業界の健全化を力強く推し進めてまいりました。

また、消費者の皆さまからの金融トラブルに関する相談や苦情に対し、中立・公正な立場から迅速な解決に向けた仲介やあっせん、助言等の支援を行うとともに、多重債務問題解決への取り組みの一環として、生活再建支援カウンセリングを実施しております。

さらに、金融経済教育にも積極的に取り組んでおり、金融リテラシー向上のための資料作成や講師派遣（出前講座）等の消費者啓発活動を行っております。

特に若年層の被害が依然として見られることから、より身近に感じられるような教材を作成し、今後も更にその被害防止に努めてまいります。

つきましては、令和 8 年度東京都予算編成にあたり、別紙要望事項につきご理解とご協力を賜りますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

## 別紙

### 1 若年層の金融経済教育の推進

- ・若年者向け金融トラブル防止のためゲーム要素を用いた教材による啓発活動の実施
- ・中学生および高校生に向けた金融リテラシー向上のための e-ラーニング教材（令和 4 年度協定事業で作成）の普及
- ・若年層向け啓発動画（令和 2・6 年度協定事業で作成）を活用した出前講座の実施

### 2 高齢者の金融トラブル防止に向けた啓発活動の推進

- ・高齢者向け啓発動画（令和 3・6 年度協定事業で作成）を活用した出前講座の実施

# 2026年度 都政への提案（主な項目）



一般社団法人  
東京経営者協会  
— Since 1946 —

## 雇用・労働

- 賃金引上げ支援策の充実・強化
- 女性活躍推進に係る条例制定のあり方
- 障害者の就労環境整備に向けた支援の充実
- 外国人雇用に係る関係機関との連携及び支援強化
- 学校給食室調理場における空調設備の全設置化
- 高等学校卒業者の採用に係る企業と高等学校との関係強化

## 環境・エネルギー

- e-methane（合成メタン）の早期普及に向けた支援策
- 排出量取引制度とキャップ＆トレード制度の規制対象の重複回避
- カーボンクレジットの活用推進及び適用の拡大
- 産業界との連携によるScope3排出量削減の促進
- SAF（持続可能な航空燃料）の活用促進

## デジタル化・セキュリティ対策

- 区市町村における行政手続の書式統一化及び電子化の推進
- 中小企業へのAI導入支援
- サイバーセキュリティ対策の取組に対する支援拡充

## 防災・減災対策

- 災害発生時における対応力・復旧力の更なる強化
- 外国人旅行者に対する災害関連情報の周知強化
- 災害発生時の共助に係る費用の補償

## 健康対策

- 屋外における公衆喫煙所の整備推進
- ヒートショックに係る情報発信・周知啓発の強化

## 都市づくり・観光政策

- 上下水道などのインフラの更新推進及び国・他県との連携強化
- インバウンド増加に伴う各種経費への支援拡充

## 教育問題

- 省エネ教育プログラムの普及拡大と補助の充実
- アンコンシャス・バイアスの解消に向けた幼少期からの教育

## 交通事情の改善

- 自転車の交通安全対策の強化
- 「ながらスマホ」防止対策の強化
- オフピーク通勤の推進と支援の拡充

2025年11月20日

東京都知事

小池百合子 殿

一般社団法人 東京経営者協会  
会長 富田 哲郎

## 2026年度 都政への提案

近年、豪雨や台風など頻発する自然災害に加え、米国の関税政策の影響、原材料・燃料価格の高騰、さらには人手不足の深刻化などにより、企業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。

東京都は、我が国の首都として強いリーダーシップを発揮し、重要政策を迅速かつ着実に推進する役割を担っておられます。各施策の実効性を高めるためには、企業が直面している課題や現場の声を的確に把握し、施策に反映していくことが不可欠です。

一人ひとりが輝き、活力溢れる社会の実現に向けて、会員企業から寄せられた意見を下記のとおり取りまとめたので、ここに提案いたします。

記

### 1. 雇用・労働

#### (1) 賃金引上げ支援策の充実・強化

深刻な人手不足を背景に人材獲得競争が激化する中、企業は、「人への投資」を強化する観点から、労使間の建設的な議論や討議を通じて、自社に適した賃金引上げ方法や待遇改善、人材育成策等を見出していくことが重要となっています。

一方で、例えば、人手不足が特に深刻な医療・介護分野では、公定価格の制約があるため、企業の自助努力のみでは賃金引上げや待遇改善等の十分な対応が難しいのが現状です。このように個別企業における労使間の取組だけでは限界があるケースは中小企業や他の分野でも多くあります。東京都が実施している「業界別人材確保強化事業」に加え、人材育成やキャリアアップ支援等、企業の賃金引上げに係る取組を後押しする支援策について、さらなる充実・強化を図っていただきますようお願いいいたします。

#### (2) 育児・介護に関する柔軟な働き方を実現するための措置への支援策

テレワークやフレックスタイム制等の多様な働き方は、人材の確保や定着に資する一方で、業種や職種によっては制度の導入や適用が難しい場合があります。

育児・介護休業法の改正により、2025年10月より、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者について、「柔軟な働き方を実現するための措置」として、始業時間の変更やテレワ

ーク、短時間勤務制度等、5つの選択肢の中から2つ以上の措置を選択して講じることが企業に求められました。しかしながら、「交代勤務で従事する現場の従業員に導入できる措置が限られている」「テレワークができない部門の人気が低下し、人手不足にさらに拍車がかかってしまう」等、対応に苦慮する企業の声が多く寄せられています。

東京都には、これらの制度改正と企業実務のギャップを埋める効果的な支援策をご検討いただきますようお願いいたします。また、多様な働き方に関する施策を検討する際には、ホワイトカラーとは異なる現場で働く労働者の実情を十分に勘案していただきますようお願いいたします。

### **(3) 「育業」推進支援策の強化**

東京都は、こどもスマイルムーブメントや「育業」等、独自に少子化対策及び育児と仕事の両立支援を推進しています。しかし、例えば妻が勤務する企業で育業を推進していくても、夫の勤務先で育業の取組が行われていない場合、妻の負担が大きくなり、妻を雇用する企業に負荷が集中するという問題が生じています。

「育業」は社会全体で協力しながら推進していくことが重要です。「働くパパママ育業応援事業」をはじめとする都内企業に対する支援の対象については、従業員数300人以下の中小企業に限定するのではなく、より多くの企業を対象とする必要があります。現状では、企業規模を問わない助成は一部のコースに限られていることから、対象企業の拡充をお願いいたします。

### **(4) 介護と仕事を両立に向けた財政的支援の強化**

介護と仕事を両立している従業員は、体力的、精神的な負担に加え、短時間勤務等に切り替えることで収入が減少するケースも多いため、負荷の軽減に向けた対策が重要です。

介護を理由とする離職を防止し、人材を確保する観点から、雇用保険の被保険者を対象とする国の介護休業給付金に加え、東京都においても、介護と仕事を両立するための手厚い財政的支援を講じていただきますようお願いいたします。

### **(5) 記入所や介護施設、地域包括支援センターの充実**

企業では、育児・介護と仕事を両立している従業員に対して、短時間勤務の推奨や休暇制度の導入等による支援を行っていますが、子や要介護者の体調により勤務状況が左右されることがあります。

東京都は、従業員の育児・介護や病気治療と仕事の両立支援等を推進するため、「東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金」により中小企業の取組を支援していますが、従業員が能力をいかんなく発揮できる職場環境の整備をさらに促進するため、託児所や介護施設等のサポート拡充を含めた公助の強化をお願いいたします。

また、地域包括支援センターや在宅介護支援センターについて東京都のホームページで周知していますが、設置数や支援範囲等の理由から利活用に限界があるため、支援センターを拡充していただきますようお願いいたします。

## **(6) 女性のキャリア支援の促進**

東京都では、女性のキャリア支援施策として、「未来の東京戦略」や「企業と働く女性のキャリアパートナーシップ支援事業」等に取り組んでいます。

経済協力開発機構(OECD)の2023年の調査によると、男女間賃金格差の国際比較について、男性フルタイム労働者の賃金中央値を100とした場合、女性フルタイム労働者の賃金中央値は、OECD諸国の平均値が88.7であるのに対し日本は78.0と、先進国の中で格差が大きい状況です。また、女性管理職比率についても、労働政策研究・研修機構(JILPT)がまとめた「データブック国際労働比較2025」によると、日本は20%に満たず、先進国の中で極めて低い水準にとどまっています。

ジェンダーギャップの解消に向けて、東京都が実施している「男女間賃金格差改善促進奨励金事業」や「働く女性応援事業」における助成金の拡充、法人に関する都税の税制優遇措置の導入、さらには女性の管理職・役員への積極登用を推進する企業に対する支援の強化をお願いいたします。

## **(7) 女性活躍推進に係る条例制定のあり方**

2026年4月1日から改正女性活躍推進法が施行され、常時雇用する労働者数が101人以上の企業には、男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が義務付けられます。

現在、東京都では独自に女性活躍推進のための条例制定を議論していますが、法に基づく義務事項や企業の負担を踏まえた上で検討を進めることができます。

とりわけ、企業のみに数値目標を課すことは適切ではなく、女性活躍に向けた取組の前提として、まずは東京都による各種調査等を通じて現状を的確に把握することが重要であると考えます。

内閣府が2025年8月に公表した「仕事と生活の調査推進のための調査研究～キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査～」によれば、小学生以下の子供と同居する20歳～49歳の男女のうち、35歳以上の女性の約半数が「当初描いていたキャリアプランよりもキャリアをセーブすることになった・なりそう」と回答しており、性別役割分担意識の根強さがうかがえます。

東京都として女性活躍を推進するにあたっては、教育や家庭環境を含め、社会全体に存在する課題に対応した条例とすべきであることを強く提言いたします。

さらに、物価高や米国による関税施策の影響等の経済的負担を抱える中、さらなる女性活躍を企業にも求めていくためには、東京都独自のインセンティブや財政的支援など、企業の取組を後押ししていく仕組みを構築していただきますようお願いいたします。

## **(8) 定年後再雇用に係る公的支援の拡充**

高年齢者の一層の活躍に向けて、多くの企業が定年後再雇用を希望する従業員に対して継続雇用を行っていますが、定年を境に賃金が大幅に減額してしまう人も存在しています。

東京都では、2024年6月にプラチナ・キャリアセンターを開設し、ミドル・シニア世代の

キャリア形成を支援していますが、定年後再雇用者への賃金補填等、企業努力では限界がある部分について、財政面での東京都独自の公助支援の拡充を図っていただきますようお願いいたします。

#### **(9) 障害者が活躍できる場の安定的な確保**

障害者雇用については、国が主導して取組を促進していますが、2024年度に解雇された障害者の数は9,312人と前年度の約3.8倍に上り、過去最多となりました。ハローワークに届出のあった障害者の解雇者数は2001年度の4,017人が最多だったことからも、急増していることが浮き彫りとなっています。その背景として、障害者が雇用契約を締結して働く就労継続支援A型事業所等の経営難が大きく影響しています。A型事業所では、昨今の最低賃金の引上げ等の影響により、経営がますます苦しくなっている状況にあります。

結果的に働き手である障害者にしづ寄せが及んでいる事態を踏まえ、東京都としても、国と連携し、障害者が働く場の維持・確保に関して、適切な支援を実施していただきますようお願いいたします。

#### **(10) 障害者の就労環境整備に向けた支援の充実**

障害者の雇用については、法定雇用率を遵守するだけでなく、障害者がより働きやすい環境を整備する必要があると考えます。しかしながら、障害者の就労環境整備のための設備投資費用が必要となるため、雇用に踏み切れない企業が散見されます。

東京都では、2025年6月から、障害者の受入環境を整備し職場定着に取り組む中小事業主向けの奨励金を創設し、障害者雇用を後押ししていますが、2026年7月から障害者の法定雇用率が引き上げられることを踏まえて、中小企業に限定するのではなく、より多くの企業を対象とする設備投資費用の手厚い補助等、障害者雇用促進に向けた支援策の充実をお願いいたします。

#### **(11) 企業内研修時における手話通訳費用の補助**

手話を母語とする聴覚に障害のある従業員が研修等に参加する場合、東京手話通訳等派遣センターに手話通訳者2人、1時間で依頼すると、派遣費用は27,000円となり、英語通訳を派遣する場合と比較して費用が高額になっています。

聴覚に障害のある従業員の教育機会を増やすため、東京都として費用助成等の財政的支援をお願いいたします。

#### **(12) 外国人雇用に係る関係機関との連携及び支援強化**

日本の外国人労働者数は2024年10月末時点で約230万人、うち東京都では約59万人と過去最多となっており、人手不足の影響が深刻化する中、多くの企業で外国人労働者を雇用する動きが活発化しています。

一方で、特に中小企業では、採用、雇用管理、教育・研修、コミュニケーション、定着のそれぞれの仕組みづくりについて、自助で投資することが難しいのが現状です。

最も外国人労働者を抱える首都・東京において、外国人雇用に係る課題に企業が迅速に対応できるようにするため、多言語対応のITツールの導入に係る補助制度を創設していただきますようお願いいたします。

また、外国人労働者が働きやすい環境の整備として、東京労働局をはじめとする関係機関との連携による労務関係・職場環境に係る相談窓口の充実のほか、生活支援体制の整備として、住居、教育や医療等におけるワンストップでの相談対応サービスの充実等も促進していただきますようお願いいたします。

東京都がこうした取組を進めることで、企業の国際競争力が高まるとともに、高度外国人材の確保にもつながると考えます。

### **(13) 在留資格の就労範囲緩和や柔軟化**

現在、ホテル業務に従事している外国人スタッフは、主に「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を保有し、通訳や翻訳等語学・文化理解を活かした業務に従事している傾向にあります。

現行の在留資格の制度では、業務や役割が限定されるため、主にフロント等の宿泊サービスの部署に配置されており、部門をまたぐ異動や新たな役割への挑戦ができず、キャリアの幅が狭まっています。また、多くのスタッフは、制度上の制約や手続の煩雑さから、「特定技能」の在留資格への切り替えを望んでいません。こうした状況は、スタッフのモチベーション低下を招いているほか、適切な人材育成の妨げとなっています。

人材活用の観点も含めて、最も多くの外国人労働者を抱える首都・東京として、こうした実態を国に伝えていただき、外国人労働者が多様なキャリア形成を支援できる柔軟な仕組みの導入を国と連携してご検討いただきますようお願いいたします。

### **(14) 特定技能制度及び育成労制度における在籍型出向の導入**

特定技能制度や育成労制度では、在籍型出向を活用することで、より広く深い知識・技術の習得と応用力を身に付けることが可能になり、人材育成に寄与すると考えます。

しかし、現行の在留資格の制度では、特定技能制度の雇用形態については直接雇用に限られており、技能実習制度とは異なり在籍型出向が認められていません。

国では、2025年3月11日に「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する基本方針」が閣議決定され、特定産業分野における在籍型出向が認められることとなり、今後、特定技能分野別運用方針において詳細が検討されます。

この検討に際し、以下のような場合についても、特定技能制度及び育成労制度において在籍型出向を認めていただくよう、東京都から国へ働きかけをお願いいたします。

- ・親会社と子会社、親会社と孫会社の関係にある複数法人の間における在籍型出向
- ・同一の親会社をもつ複数の法人の間における在籍型出向
- ・資本関係がない場合であっても、業務の受委託契約に基づき、事業上安定的な関係が構

築されている複数の法人の間における在籍型出向

### **(15) 医療現場における労働環境の改善と DX 推進**

人口減少・労働力人口の不足によって、医療現場では特に看護業務に携わる人員不足や高齢化が課題となっています。IT やロボティクス等を活用した非専門業務の DX 化・効率化が議論されていますが、病院の経営状況の悪化等の理由により、DX 化に投資を行うことができなくなり、医療の継続性が課題となっているケースが生じています。

東京都では、2025 年 7 月に東京都医療 DX 推進協議会を設置し、医療分野における DX 化の議論を始めています。

あわせて、医療現場における労働環境改善を目的とした DX やロボティクス、関連設備の導入・サービス利用に対する一層のサポート強化についてもご検討いただきますようお願いいいたします。

### **(16) 学校給食室調理場における空調設備の全設置化**

昨年度の「都政への提案」において、学校給食室調理場における空調設備設置に係る要望を提出し、東京都からは、「空調設備が未設置の都立学校を対象とした調査の結果を踏まえて、空調設備の早期の設置に向けて検討していく」という内容の回答をいただきましたが、その後の検討状況についてご教示いただきますようお願いいいたします。

一般社団法人関東学校給食サービス協会が令和 6 年度にとりまとめた、関東 1 都 9 県の学校給食調理業者に対して行ったエアコン設置状況調査によると、回答があった都内の学校給食室調理場 1,070 か所のうち、エアコン未設置は 202 か所（約 19%）も存在し、給食調理員の熱中症による救急搬送が 5 件のほか、体調不良により嘔吐する例も発生しています。さらには、調理場の熱中症対策について、東京都教育委員会から「自社で工夫するように」と一方的に指示されたという回答もみられ、調査対象地域の中で東京都が最も遅れを取っていると言わざるを得ない状況となっています。

2025 年 6 月から改正労働安全衛生規則が施行され、事業者に対して職場における熱中症の早期発見と重症化防止に係る体制整備が義務付けられています。給食室調理場の空調設備の未設置を放置することは、熱中症に係る安全配慮義務違反に該当する可能性があるだけでなく、児童の食中毒をはじめとする衛生面のリスクも高まります。

これらの観点から、学校給食室調理場における空調設備の設置については、全国的にも急務な課題となっており、熊本市は 2025 年 7 月に市内の全ての調理場にエアコンを設置する方針を明らかにしました。

他県自治体においても早期解決を図っている中で、東京都もいち早く対応する必要があると考えます。特に東京都では「東京都食育推進計画」を策定し、食を通じた健康づくり、食の安全等を推進していることから、学校給食室調理場における空調設備の 100% 設置達成に向けて、早急にご対応いただきますようお願いいいたします。

### **(17) 学校給食調理業者に対するカスタマーハラスメント防止対策の強化**

東京都内の自治体から委託を受けた学校給食調理業者に対して、カスタマーハラスメントに該当する可能性のある以下の事案が発生しています。

- ・業務時間外（休日・深夜）に急用ではない業務連絡を行う
- ・調理配置人数や組織体制について干渉する（偽装請負に該当する恐れ）

そこで、東京都においては、こうしたハラスメントの防止はもとより、調理業者が自治体職員からハラスメントを受けた場合に相談できる第三者通報窓口を設置していただくことを要望いたします。

あわせて、調理業務の関係者である教育委員会や学校長、栄養教諭等に対して、学校給食業務範囲の正しい理解と適切な関係構築のあり方、ハラスメント防止に関する倫理教育等の徹底をお願いいたします。

#### **(18) 従業員のメンタルヘルス対策に係る支援拡充**

コロナ禍以降、メンタルヘルス不調となる従業員数が増加傾向にあり、特に都内は通勤時間の長さや混雑がストレス要因となっています。

メンタルヘルス不調の従業員に対しては、人事・総務部門と産業医が連携して対応することが求められます。しかしながら、産業医を設置することが難しい中小企業も多く見受けられ、対応に課題を抱えているのが現状です。このように、メンタルヘルスに関する専門的な知識やノウハウを持つ人材は少なく、自社のみで適切な対応を行うことには限界があります。そのため、外部の専門機関や支援制度の活用を含めた、社内外の連携体制の構築が重要となっています。

東京都には、企業へのメンタルヘルスに関するアドバイザーの育成や、専門カウンセラーをはじめとする外部EAPサービス導入時の補助、セルフケアプログラムの提供等、従業員のメンタルヘルスやウェルビーイングの向上に資する施策への補助の拡充をお願いいたします。

あわせて、心拍や自律神経の状態を測定し、AIによるパーソナライズされたケアを提供することができるデジタル技術を活用したメンタルヘルス対策についても支援のご検討いただきますようお願いいたします。

#### **(19) 派遣型セミナー・アドバイザー派遣等の継続的な実施**

東京都が実施しているインバウンド対応に向けた派遣型セミナーやアドバイザー派遣、ワークショップ等の施策は、企業が自力では見つけられない優秀な専門家を招くことができ、派遣料の負担軽減につながり、大変有意義であるという声が寄せられています。

企業における人権尊重、異文化理解、障害のある従業員との協働等について、専門家からのアドバイスを受けながら、より良い職場環境づくりに役立てるため、当該事業の継続的な実施及び支援をお願いいたします。

#### **(20) 高等学校卒業者の採用に係る企業と高等学校との関係強化**

多摩地域に工場の拠点を有する企業では、高等学校卒業者の採用が難航しているケースがあります。周辺企業や学校から寄せられる声を踏まえると、高校卒業者が進路や就職を決定する際、「実家から通えるかどうか」を判断基準とする傾向が強まっている印象を受けます。

企業としては、長期的な就労が期待できる地元の高校卒業者は非常に歓迎すべき人材ということもあり、これまで以上に地域の高校との関係強化を重視しています。採用や求職について、企業と地元の高校との間で綿密な情報交換の場を設けることは、高校・卒業者・企業の三者いずれにとっても有益であることに加え、結果として都外への人材流出を防ぐことにもつながりますので、東京都の長期的な経済発展や、魅力ある地域づくりにも寄与するものと考えます。

そのため、都立高校を所管する立場でもある東京都には、多様な形での情報交換機会の設定をはじめ、地域の企業と高校との関係強化に向けた枠組みづくりを進めていただきますようお願いいたします。

既に国では、「高卒就職情報 WEB 提供サービス」等の情報提供が行われていますが、東京都には必要に応じて地域団体や経済団体等と連携しながら、より個別具体的な形で情報共有できる密接な関係の構築に向けて、主体的に推進していただきたいと思います。

## 2. デジタル化・セキュリティ対策

### （1）区市町村における行政手続の書式統一化及び電子化の推進

住民税の特別徴収や保育所に係る就労証明等の行政手続について、従業員が居住する自治体ごとに書式や提出方法が異なり、企業の業務効率が著しく低下し、人的リソースやシステム対応の観点から無駄が生じているケースが多くあります。

既に一定程度は標準化やデジタル化の取組が進んでいますが、さらなる強化を図ることで、企業の事務負担軽減と行政の効率化が同時に実現できるとともに、行政手続の透明性・迅速性が向上し、都民サービスの質の向上にもつながると考えます。

住民税や雇用関係等に係る行政手続の書式統一化及び電子化をより一層推進していただきますようお願いいたします。

### （2）DX 推進に向けた段階的な支援の強化

東京都では、都内中小企業の DX 推進に向けて、アドバイザーによる支援や、デジタル技術を活用した機器・システム等の導入に係る経費の一部助成を内容とした「DX 推進支援事業」、さらには DX 人材育成を目的とした「DX 実践人材リスキリング支援事業」等、様々な支援策を講じています。

事業運営において DX 化は不可欠であるため、上記の施策に加えて、DX に精通した事業者の紹介や企業間のマッチングを通じて、DX 推進の動きを活性化させるスキームを構築していただきますようお願いいたします。

さらに、DX 化を実効的に進めるため、DX 化のプロセスを以下の 3 段階に細分化し、それぞれの段階ごとに、具体的な取組を実施した企業に対して助成を行う制度を提案いたします。

### ①紙からデジタルデータへの移行～デジタイゼーション

○取組例：スキャニング・OCR技術（紙文書の電子化）、データ入力・管理（Excel やデータベースへの情報登録）、文書管理システム（電子文書の保存・検索）、インフラ整備（PC・ネットワーク・クラウド環境の導入）、セキュリティ対策（情報漏洩防止、アクセス制御）

### ②デジタル化による業務改善～デジタライゼーション

○取組例：業務システム導入（業務の一元管理）、RPA（定型業務の自動化）、ワークフロー管理（申請・承認等のプロセスの電子化）、データ連携・統合（部門間の情報共有）、人材育成（IT リテラシー向上、業務改善意識の醸成）

### ③ビジネスモデルの変革～DX

○取組例：DX データの活用（意思決定の高度化）、顧客体験向上（パーソナライズ）、マルチチャネル対応、新規事業創出（アジャイルデジタル技術を活用したサービス開発）

## （3）中小企業におけるAI導入への支援

生産年齢人口の減少に伴い、人材確保は中小企業にとって喫緊の経営課題となっています。ベテラン従業員のノウハウの伝承や、少人数体制での円滑な業務遂行にあたっては、AI を活用した生産性向上が有効な手段となります。

しかしながら、現状では AI の活用は大手企業の一部に限られており、中小企業では導入が遅れている傾向にあります。その背景として、社内で AI を開発できる人材が不足していること、実務のノウハウを AI に学習させて精度検証を繰り返すステップ（PoC）が必須となり全体のコストがかかること、初期費用がかかること等が挙げられます。こうしたハードルから、AI の構築・活用を断念している中小企業は少なくありません。

東京都には、中小企業における人材確保の観点からも、自社向けの AI の導入・構築に向けた検証作業等、初期ステップに係る財政的支援を講じていただきますようお願いいたします。

また、情報漏洩防止や業務効率化を図ることができるオンプレミス型の生成 AI サーバーの導入に対する支援もあわせてお願いいたします。

## （4）ロボットフレンドリーな環境整備に向けた長期的なインフラ改良支援

省力化や生産性の向上、人手不足解消を図るために、ロボティクスの導入やロボットフレンドリーな環境整備、デジタルシフト推進に重点を置いた施設インフラの構築が重要です。

施設改修等、インフラ改良には時間を要することを踏まえ、ロボットフレンドリーな環境整備に向けて、複数年にわたる長期的な支援の仕組みを整備していただきますようお願いいたします。

## （5）FAX受発注業務の電子化促進支援

多くの中小企業やサプライチェーンでは依然として FAX による受発注業務が残っており、

手入力による人的ミスの発生や、紙の保管・仕分けに伴う生産性の低下、データ連携の断絶等が DX を阻害する要因になっています。

電子化の促進は、業務効率化やコスト削減に資するだけでなく、災害時の事業継続やテレワーク推進の観点からも極めて重要です。

国では「IT 導入補助金」が設けられていますが、東京都として、FAX の電子化 (OCR、EDI、受発注システムとの連携) を対象とする支援の枠組みを整備し、業務効率化やエラー防止、BCP の強化、DX 加速等に資する製品の導入等を促進していただきますようお願ひいたします。

## **(6) サイバーセキュリティ対策の取組に対する支援拡充**

国では、2026 年度中に開始を予定している「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」の構築に向けて、検討を重ねているところです。同評価制度は、各企業のセキュリティ対策状況を可視化するものであり、求められる対策について、各企業のサプライチェーンにおける重要性や影響度を踏まえた上で、先行する自己評価制度である「SECURITY ACTION」（星 1 及び星 2）に加え、星 3～星 5 の 3 つに分けることが想定されています。

近年、取引先企業を経由したサイバー攻撃が増加し、取引先のセキュリティレベルを客観的に判断する必要性が高まっています。一方で、中小企業がセキュリティ対策を進めるにあたっては、経営層の認識不足や人材不足、リスクの過小評価、コスト負担等の課題があります。

東京都には、当該評価制度に基づく星の取得促進を図るため、以下の取組を実施した企業に対する助成制度の創設を要望いたします。

○構築が検討されている「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」

評価基準と効果的な取組

### **■星 1・星 2 (SECURITY ACTION 制度) 取得に向けた取組**

情報セキュリティ基本方針の策定、従業員教育の実施、ウイルス対策ソフトの導入、バックアップの取得、持ち出し機器の管理、パスワード管理の徹底

### **■星 3 (Basic レベル) 取得に向けた取組**

基本的なシステム防御策(ファイアウォール/アンチウイルス/アクセス制御)、体制整備(情報セキュリティ責任者の設置/セキュリティポリシーの策定と周知)、リスクの特定(外部接続状況の把握/機密情報の分類と管理)

### **■星 4 (Standard レベル) 取得に向けた取組**

組織的ガバナンス(PDCA サイクルの運用/セキュリティ委員会の設置)、取引先管理(サプライヤーとの情報共有ルール)、システム防御・検知(IDS/IPS/ログ監視/脆弱性診断)、インシデント対応(CSIRT 体制/対応手順の整備)

### **■星 5 (Advanced レベル) 取得に向けた取組**

リスクベースの対策(NIST CSF や ISO27001 に準拠した高度な管理策)、継続的改善(セキュリティ監査/改善プロセスの定着)、ベストプラクティスの実装(ゼロトラスト/EDR/SOC 連携等)、国際認証との整合(ISMS との連携等)

また、個別ソリューション導入についての助成制度は一定程度ありますが、中小企業のセキュリティ水準の底上げを図るために、教育研修や監視サービス等の運用面の支援強化もあわせて必要であるため、製品導入から監視・教育までをトータルで支援する助成制度の充実をお願いいたします。

### 3. 健康対策

#### (1) 喫煙専用室設置に係る助成制度の対象業種拡大

健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例により、2人以上の方が利用する都内の第二種施設は原則として屋内禁煙となっています。

東京都では中小飲食店や宿泊施設を対象に、喫煙所設置に関する補助や専門家の無料派遣支援を行っていますが、望まない受動喫煙防止の取組を促進する観点から、中小飲食店や宿泊施設のみならず、全ての業種を対象に、喫煙専用室設置をはじめとした受動喫煙対策経費を助成する制度の構築をお願いいたします。

#### (2) 屋外における公衆喫煙所の整備推進

東京都内事業所等の施設では喫煙専用室の設置が認められていますが、スペースに余裕がないために喫煙専用室を整備することができない事業者も多数存在します。そのため、オフィスビルの敷地内や近隣の駐車場等の私有地、人通りの少ない路地裏等で喫煙する人が散見されます。

また、都内の各自治体において路上喫煙禁止条例が定められていますが、ルールの違いや公衆喫煙所の不足により、近年増加しているインバウンドを中心に混乱が生じ、禁煙区域での喫煙やポイ捨て等の問題が発生しています。

東京都では、外国人旅行者への喫煙ルールの周知として、多言語版リーフレットを活用していますが、環境美化や周囲への迷惑防止の観点から、ルールを守り決められた場所で喫煙できる環境の整備が極めて重要です。

つきましては、屋外における公衆喫煙所の整備を推進していただきますようお願いいたします。

#### (3) ヒートショックに係る情報発信・周知啓発の強化

近年、高齢者を中心に、冬期に浴室等住宅内で事故死する人数が増加しています。2023年の65歳以上の「不慮の溺死及び溺水」は8千人を超えており、これは交通事故による死亡者数の約4倍に相当します。ヒートショックに関する正しい知識と対策を社会全体に広めるため、「STOP！ヒートショック」という啓発活動が企業協働で実施されています。参加企業をはじめとする関係者の尽力により、ヒートショックの認知度は向上しているものの、具体的な対策の実施は十分とは言えない状況です。

東京都では、「東京都熱中症対策ポータルサイト」を通じて熱中症対策に取り組んでいま

ですが、これに加えて、以下のようなヒートショック対策に資する取組も強化していただきますようお願いいたします。

- ・ヒートショック対策に関するポータルサイトの開設
- ・「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」を通じた断熱改修の継続的支援
- ・東京都健康長寿医療センターが発行するパンフレット等の媒体と連携した、冬期の入浴方法や熱環境改善対策の促進

#### 4. 教育問題

##### (1) 学校給食室調理場における設備の老朽化対応

東京都内公立学校の給食室調理場においては、排水管や換気設備の老朽化のため、カビや細菌の繁殖リスクが高まっているという課題があります。

公立学校に係る施設整備等については、学校教育法第5条により、原則として設置者である区市町村がその経費を負担することとされています。

安全確保の観点から、老朽化した学校給食関係施設や器具の早急な更新について、国の補助に加えて東京都独自の補助制度を設ける等、区市町村への支援を強化していただきますようお願いいたします。

また、異物混入事案が発生した際に、その原因が設備由来である場合には、学校給食調理業者に責任が及ばない旨の方針を明確化していただくこともあわせて要望いたします。

##### (2) 学校給食調理業務の委託契約費の増額

物価及び人件費の高騰により、学校給食調理業者の倒産件数が増加傾向にあります。

健全な事業運営や安定的な人材確保、さらには成長期にある児童生徒の心身の健全な発達を図るため、東京都では、区市町村が管轄する公立の学校を含め、委託契約期間中であっても、物価や賃金の変動に応じた委託契約費の増額変更等について柔軟に対応していただきますようお願いいたします。

##### (3) 省エネ教育プログラムの普及拡大と補助の充実

国が策定した地球温暖化対策計画では、2030年までに家庭部門の温室効果ガスを66%削減する目標を掲げており、家庭における省エネ行動を社会規範として定着させることが不可欠です。その中でも、次世代を担う児童生徒に対する学校での省エネ教育は極めて重要な役割を果たします。

国が社会実装している「新学習指導要領に対応した小学校・中学校・高等学校向け省エネ教育プログラム」は、全国の学校で約1万人が受講しており、東京都内では昭島市や東大和市でも活用されています。本プログラムは、児童生徒の家庭での具体的な省エネ行動を促進することで、家庭における約5%のエネルギー削減効果が実証されており、CO<sub>2</sub>削減に直接か

つ確実に寄与していることから、東京都全体での普及が重要だと考えます。

一方で、地域の実情に精通した区市町村との連携強化を目的として創設された東京都の「区市町村との連携による環境政策加速化事業」については、「先進的事業（補助率 10 分の 10）」と「一般対策事業（補助率 2 分の 1）」に区分されており、本プログラムは「一般対策事業」に位置付けられています。そのため、補助率は 2 分の 1 にとどまり、自治体の自己負担が大きくなっていることから、関心を持つ他自治体からの問い合わせや見学数は増加しているにもかかわらず、導入に踏み切れないケースがあります。さらに、実施主体が区市町村に限定されているため、学校等からの問い合わせがあっても、教育現場からは直接申請することができず、私立学校は対象外となっています。

そのため、本プログラムを先進的事業と位置付け、補助率を 10 分の 10 に引き上げることで自治体の費用負担を軽減していただきますようお願いいたします。

また、申請者については、区市町村に加え、地域に密着した私立学校を含む教育現場からの直接申請も可能とし、導入の裾野を広げていただくことを要望いたします。

#### **（4）アンコンシャス・バイアスの解消に向けた幼少期からの教育**

東京都では、2022 年及び 2023 年に都内公立小学校の児童（5 年生、6 年生）、都立高等学校の生徒、保護者、教員等を対象に、「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に関する実態調査を実施しました。

当該調査結果において、東京都では、大人だけでなく児童も、「教科の得意・不得意、仕事の向き・不向きに性別が関係している」と考える傾向があるとの分析・考察をしています。

このような傾向に至る背景として、幼少期から、身近な人間関係や SNS 等を通じて周囲からの影響を数多く受けることで、性別による無意識の思い込みが形成されると考えられます。

東京都では、STEM 分野（科学、技術、工学、数学の 4 分野）での女性活躍を推進するため、2025 年から「Girls Meet STEM in TOKYO～女子中高生向けオフィスツア～」を実施しています。これらの取組に加えて、幼少期という重要な時期から、家庭、遊びの場、幼児教育機関において、アンコンシャス・バイアスの払拭に向けた取組や学び、教育を積極的に実施していただきますようお願いいたします。

東京都がこのような取組を促進することで、社会全体の意識改革が進み、ジェンダーギャップの解消にも大きく寄与すると考えます。

### **5. 環境・エネルギー**

#### **（1）e-methane（合成メタン）の早期普及拡大に向けた具体策の推進**

2050 年カーボンニュートラルの達成に向けては、民生・産業部門のエネルギー消費の約 6 割を占める熱分野における脱炭素化が不可欠です。熱分野の脱炭素化の手段として、水素の直接利用に加え、e-methane（合成メタン）やバイオメタン等の活用が考えられます。e-methane やバイオメタンは、製造時に燃焼時と同量の CO<sub>2</sub>を回収するため、カーボンニュートラルであることに加え、既存の都市ガス導管や設備をそのまま利用できるため、社会的なコストを抑

えつつ、シームレスな脱炭素化を図ることができます。

2024年10月に施行された水素社会推進法では、早期に供給・利用を促進すべき「低炭素水素等」にe-methaneが含まれており、国においてもe-methaneは2050年カーボンニュートラルに向けた政策上重要な位置付けが与えられています。東京都においても、e-methane・バイオメタンの早期普及拡大に向けて、供給者及び需要家双方の導入促進が重要であると考えます。

しかしながら、コスト面等の導入障壁もあることから、東京都では、国と連携して、以下のような取組についてご検討いただきますようお願ひいたします。

- ・合成燃料に関する技術開発の推進
- ・国内外におけるe-methane・バイオメタンの実態調査
- ・エネルギー安全保障の観点を踏まえた国内製造への支援
- ・需要拡大に向けた導入支援

## **(2) 水素エネルギー活用に向けた関係法令の見直し**

国では水素社会の実現を推進しており、各自治体や事業者において様々な取組が進められています。東京都では、都内初となるグリーン水素の大規模製造拠点の整備や、国内初となるパイプラインによる街区への水素供給の開始等、水素活用の促進に積極的に取り組んでいます。

一方で、都市部においては、使用環境やスペース等に制約が多く、圧縮水素スタンド以外の高压水素供給設備の導入が難しい状況にあります。そのため、先行して整備が進められている圧縮水素スタンドに係る技術上の基準（一般高压ガス保安規則第7条の3）と同様に、保安距離規制や用途地域別の大貯蔵量制限の見直しを行うことが、水素供給設備の普及促進に大いに寄与すると考えます。

安全性を確保しつつ、障壁を少なくする観点から、一般高压ガス保安規則第6条における保安距離並びに建築基準法第48条及び同法施行令第116条における用途地域別の大貯蔵量制限について、東京都から国に対して見直しを働きかけていただきますようお願ひいたします。

## **(3) CO<sub>2</sub>回収・再利用技術への支援**

「ゼロエミッション東京戦略」の実現に向けて、CO<sub>2</sub>排出量の削減やe-methaneの推進に加え、分離・貯留されたCO<sub>2</sub>を利活用するCCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)等、CO<sub>2</sub>の回収や活用技術の普及が不可欠です。

産業部門における排出削減の切り札にもなり得るこれらの技術の早期の導入及び普及拡大に向けて、東京都としてのロードマップの策定及び補助金等による積極的な支援をお願いいたします。

## **(4) コージェネレーションシステム及び高効率ハイブリッド空調機の普及支援**

「ゼロエミッション東京戦略」の実現に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大に加え、分散型電源として電力供給不足の緩和や系統負荷の軽減に貢献し、再生可能エネルギーの調整力としての機能が期待できる「コーポレート・ソーシャル・レスponsibility（CSR）システム」の推進が重要です。

東京都では、「コーポレート・ソーシャル・レスponsibility（CSR）システム導入支援事業」を通じて、都内におけるコーポレート・ソーシャル・レスponsibility（CSR）システム及び熱電融通インフラの導入に必要な経費の一部を助成することで普及促進を図っていますが、今後はその拡充も視野に入れた継続的な支援をお願いいたします。

また、ガスヒートポンプと電気ヒートポンプを最適に組み合わせて運転することで、時間帯に応じた最大限の調整力を確保できるハイブリッド空調機は、稼働台数が多いほどその効果を発揮します。しかしながら、個別空調市場におけるハイブリッド空調機の普及率は依然として低いのが現状です。

コーポレート・ソーシャル・レスponsibility（CSR）システムと同様に、省エネ効果に加えて調整力の確保にも寄与するハイブリッド空調機について、新たな助成事業等による支援を実施していただきますようお願いいたします。

## （5）中小企業におけるCO<sub>2</sub>排出量の可視化の推進

「2050 東京戦略」では、脱炭素社会の実現に向けたGXの加速のため、新技術の実装やモデル構築が掲げられています。

大企業においては、各社が2050年ゼロエミッション達成に向けた道筋を描き始めていますが、「中小企業白書 2025年版」によると、中小企業の約6割が、「段階1：気候変動対応やCO<sub>2</sub>削減に係る取組の重要性について理解している」にとどまっており、年間CO<sub>2</sub>排出量の把握に至っていない事業者が数多く存在することが示されています。その背景として、中小企業においては、脱炭素に向けた取組を進めるにあたり、「コストに見合ったメリットがない」「どのように推進すれば良いか分からぬ」等の課題があるため、中小企業が「知る」「測る」「減らす」を実践できるような支援施策が求められています。

「2050 東京戦略」では、「CO<sub>2</sub>の可視化及び削減目標の認定取得に向けた支援」について記載されていますが、サステナビリティ情報開示に向けた国際的な潮流の中で、サプライチェーン全体におけるCO<sub>2</sub>排出量の把握が求められるケースが増えています。こうした状況を踏まえ、CO<sub>2</sub>排出量の可視化に重点を置いた支援施策の充実をお願いいたします。

東京都全体で脱炭素に向けた実行力を底上げし、より持続可能で魅力ある首都を実現するためにも、中小企業に対する脱炭素化支援施策の充実を要望いたします。

## （6）地方の事業者と東京都内需要家によるバーチャルPPA（電力購入契約）連携への助成

東北地方などの地方には、地熱・水力・風力といった再生可能エネルギーの資源が豊富に存在しています。これらの地方の事業者が、東京都内企業との間で、バーチャルPPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）等の手法を通じて電力の環境価値を取引することで、都内企業においては、通常の電力を使いながらも環境価値の取得を通じてCO<sub>2</sub>削減に貢献することができます。

現在、東京都では「再エネ電源都外調達事業（都外 PPA）」を通じて、都外に設置した再生可能エネルギー発電設備によるエネルギーを都内で利活用する事業者に対して、設備導入費用を助成しています。また、「小売電気事業者による再エネ電源先行拡大事業」を通じて、都内に電力を供給する小売電気事業者に対しても、再生可能エネルギー発電設備の導入に係る費用支援を行っています。

これらの取組に加えて、地方事業者と都内企業に対するバーチャル PPA による非化石証書の活用等についても、助成の対象としていただきますようお願いいたします。

#### **(7) エネルギー安定確保助成事業におけるデマンドレスポンス（DR）要件の設定**

「ゼロエミッション東京戦略」や「第7次エネルギー基本計画」の策定により、エネルギー需要に関しては、省エネの推進に加え、非化石エネルギーへの転換やデマンドレスポンス（DR）による需要の最適化が示されており、さらなる取組の促進が求められる状況にあります。

東京都では、「熱と電気の有効利用促進事業」や「地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業」等の助成事業を通じて、家庭用エコキュート及び熱供給事業等の高効率機器の導入に際し、再生可能エネルギーの活用や、電力小売会社の再生可能エネルギー100%電力メニュー等による非化石化のほか、DR 実証・需要最適化（エネルギー・マネジメント）の要件を設けており、ゼロエミッションに取り組む住宅や事業者の増加が期待されます。

しかしながら、DR 実証要件は設けられているものの、電力小売会社の DR メニューへの加入に関する要件がない助成事業もあることから、DR の効果を十分に発揮できないことが懸念されます。

ゼロエミッション達成に向けて実効性のある取組とするためにも、エネルギー安定確保に係る各種助成事業については、電力小売会社の DR メニュー加入を要件として追加し、要件を満たす場合には助成額を加算する等、さらなる制度の拡充を図っていただきますようお願いいたします。

#### **(8) 排出量取引に関する支援及び DR 取組事業者に対する配慮**

総量削減義務と排出量取引制度（キャップ＆トレード制度）について、今年度開始の第4計画期間では、省エネに加え、脱炭素化の実態を正確に評価するための制度改正が行われました。具体的には、電気・熱の排出係数については各供給事業者の実排出係数を使用するほか、地球温暖化係数については、国が定める「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（SHK制度）に基づく数値を用いることとなりました。

総量削減義務については、事業者に対して高い水準の削減義務率が設定されており、省エネ工事や節電等の企業努力では対応が困難な状況であるため、排出量取引をせざるを得ない状況です。排出量の購入は、光熱費の高騰と相まって企業にとって大きな負担となっていることから、排出量取引に関する補助金制度の創設・拡充をご検討いただきますようお願いいたします。

また、CO<sub>2</sub>削減への貢献という観点から、DR の普及に対する期待が高まっています。そのた

め、DR に取り組む事業者に対しては、現状の電化率 20%未満事業所への削減緩和措置と同様の緩和措置を講じていただくよう要望いたします。これにより、事業者は DR 投資への余力を持つことができ、脱炭素化の取組をより一層加速させることができます。特に熱供給事業においては、集約的なエネルギー管理と設備投資・運用が可能であることから、DR の取組が有効であると考えます。

#### **(9) 排出量取引制度とキャップ&トレード制度の規制対象の重複回避**

2025 年 5 月に成立した改正 GX 推進法により、2026 年度から一定規模以上の二酸化炭素の排出を行う事業者に対して、国の排出量取引制度への参加が義務化されることとなりました。他方、東京都のキャップ&トレード制度においては、対象となる事業者が、制度の趣旨を踏まえた上で、グループ全体で設備投資や省エネ、低炭素電力の導入、環境に優しいまちづくり等の取組を続けてきました。

国の排出量取引制度の参加義務対象事業者が、東京都のキャップ&トレード制度の対象事業者にもなる場合、削減義務が重複する可能性があり、過剰な負担となることが懸念されます。

東京都では今年度、「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」を開催し、国と東京都の規制対象の重複を調整するための検討を進めていますが、削減義務が重複する事業者の負担を回避するため、国の排出量取引制度の対象事業者については、東京都のキャップ&トレード制度の適用対象外とする等の制度の見直しをお願いいたします。

さらに、国の制度は「事業者」単位、東京都の制度は「事業所」単位と適用対象が異なります。そのため、東京都の制度において国の制度の Scope1 排出量を削減義務対象外と見直した場合であっても、都外に発電所を有し、都内事業所で自家消費する事業者については、「都外」事業所（発電所）における発電に必要な熱由来の Scope1 排出量が東京都の制度の対象外であるとみなされ、「都内」事業所（需要施設）における使用電気由来の Scope2 排出量として算定されてしまう可能性があります。

自家発電・消費を行う企業における自営発電に係る排出量については、事業者単位の Scope1 として扱い、削減義務対象外としていただきますようお願いいたします。

あわせて、上記検討会においては、キャップ&トレード制度の適用対象企業を検討委員に加える等して、実務面での申請効率化や制度運用のあり方を踏まえた検討を進めていただきますようお願いいたします。

#### **(10) カーボンクレジットの活用促進及び各種制度における適用の拡大**

2030 年カーボンハーフの達成に向けては、省エネ設備の導入等の CO<sub>2</sub> 排出量を削減する取組に加え、カーボンクレジットの活用も有効な手段です。

東京都では、2025 年 3 月 25 日より「東京都カーボンクレジットマーケット」を自治体として初めて立ち上げ、中小企業におけるカーボンクレジットの活用を促進しています。このマーケットでは、J クレジットだけでなく、海外のボランタリークレジットも取り扱っており、カーボンクレジットの普及拡大に大きく貢献する取組であると考えます。2025 年 6 月には、マーケットにおいて第一号の取引が成立し、今後も取引量の増加とマーケットの活性化によ

り、諸制度におけるクレジット認可等への波及効果も期待できます。

今後は、中小企業だけでなく大企業のマーケット参入を促進するとともに、カーボンクレジットの活用支援に継続して取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、現行のキャップ&トレード制度では、義務履行手段としてのカーボンクレジットの活用は認められておらず、中小企業向けの「地球温暖化対策報告書制度」においては、CO<sub>2</sub>排出量の東京都への報告が求められていますが、カーボンクレジットを報告事項として活用することはできない状況です。

中小企業が脱炭素化を進める上で、カーボンクレジットによるオフセットは非常に有効な手段であり、社会全体の脱炭素化に資する重要な一歩であるため、これらの制度においてもカーボンクレジットの活用を可能とするよう、制度の見直しをご検討いただきますようお願いいたします。

### **(11) 産業界との連携による Scope3 排出量削減の技術開発・普及促進**

企業では、自社以外の取引先等における CO<sub>2</sub>排出量である Scope3 の削減の重要度が高まっています。Scope3 削減に取り組む企業が主導となって、バリューチェーンを構成する複数の中小企業等と連携し、Scope3 の削減に資する省 CO<sub>2</sub>設備投資を促進する動きが広まっており、国では関連する補助事業を実施しています。

東京都においても、2023 年度より「脱炭素化に向けたスコープ 3 対応・中小企業支援ファンド・オブ・ファンズ」への出資を実施しています。

Scope3 排出量の削減には、サプライチェーン全体での取組が必要であるため、引き続き産業界との連携を強化し、Scope3 削減に資する技術開発や普及促進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### **(12) 東京ゼロエミ住宅における自家消費に関する評価の追加**

「第 7 次エネルギー基本計画」では、住宅のゼロエネルギー化を推進する観点から、太陽光発電設備の設置促進が示されています。2025 年 5 月に公表された「ZEH・ZEH-M の普及促進に向けた今後の検討の方向性について」においては、GX ZEH の基準を満たすために、住戸単位でのエネルギー自給率の向上を目的とした自家消費拡大措置として、初期実効容量 5kWh 以上の蓄電池の導入が必須要件となっています。

東京都では、2030 年カーボンハーフの目標達成に向けて、断熱性能及び設備の省エネ性能に関する基準を定めた東京都独自の「東京ゼロエミ住宅」を設定し、住宅の省エネ性能の向上を推進しています。

しかしながら、東京ゼロエミ住宅の BEI<sub>ZE</sub>（一次エネルギー消費量の削減率）の評価では、太陽光発電設備による自家消費が評価対象に含まれておらず、太陽光発電設備を設置し自家消費を拡大した場合でも評価されない状況です。

住戸単位でのエネルギー自給率の向上を力強く推進していくため、BEI<sub>ZE</sub>における自家消費の評価項目追加や、自家消費拡大に貢献する蓄電池や高効率給湯器等の設備の要件化を図っていただきますよう要望いたします。

### **(13) 住宅事業者に対する高効率給湯器の導入促進施策の創設**

「ゼロエミッション東京戦略」や「第7次エネルギー基本計画」で掲げられた目標を達成するためには、東京都全体のエネルギー消費量の約3割を占める家庭部門における省エネの取組促進が極めて重要です。家庭部門の中でも、特に給湯分野のエネルギー使用量が約4割を占めていることから、給湯分野のエネルギー使用について、さらなる合理化や非化石エネルギーへの転換を進めていくことが効果的です。

以上の背景を踏まえて、国では、「給湯器の省エネルギー・非化石エネルギー転換に向けた措置の検討」として、高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、家庭用燃料電池、ハイブリッド給湯機）の持続的な普及拡大に向け、製造事業者に対して高効率給湯器の出荷に係る目標値の設定や公表を求める新たな制度の創設を検討しています。

高効率給湯器の普及をより確実に進めるためには、製造事業者のみならず、設備を導入する住宅事業者に対しても同様の措置を求める必要があります。住宅事業者に対して高効率給湯器の導入目標の設定や公表を求ることにより、導入が進んでいない集合住宅における普及や東京ゼロエミ住宅のさらなる普及拡大につながると考えます。

国が住宅事業者に対して定めている太陽光発電設備の設置要件に加え、高効率給湯器の導入促進に向けた東京都独自の施策を創設していただきますようお願いいたします。

### **(14) 優れた機能性を有する太陽光発電システムの拡大に向けた補助の充実**

東京都では、「東京都建築物環境報告書制度」において、義務対象者に対して太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の設置を義務付けることで、中小規模新築建築物の環境性能向上を図っています。

また、「優れた機能性を有する太陽光発電システムに関する基準」を設け、基準を満たし認定された製品については、以下の事業において上乗せ補助が受けられる仕組みとなっています。

- ・東京ゼロエミ住宅普及促進事業
- ・特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業
- ・災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業
- ・住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業
- ・賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業

これらの取組は、再生可能エネルギーの導入促進に大きく貢献するものであり、今後も上乗せ補助を継続的に実施していただくとともに、さらなる促進を図るため、補助の増額についてもご検討いただきますようお願いいたします。

### **(15) ビル建て替え時のZEB化に対する支援策の拡充**

近年、企業には温室効果ガス排出量のゼロエミッション化に加え、生物多様性の保全への

貢献が強く求められています。特に、自社ビル等の既存非住宅の建て替えや大規模改修においては、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化や生物多様性に関する認証・認定制度（SITES、優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）等）の適用を検討する動きが活発化しています。

これらの環境性能を追求した設計・建設は、高度な技術や材料の導入を伴うため、初期建設コストの大幅な上昇を招きます。また、運用開始後も、再生可能エネルギー設備の維持管理や生物多様性保全のための緑地管理等、ランニングコストが増加する傾向にあります。その結果、コスト面からZEB化や高度な環境配慮を断念せざるを得ないケースが発生する可能性があり、東京都が推進している「ゼロエミッション東京戦略」や「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2025」等の東京都全体の環境対策の取組を妨げてしまう要因にもなります。

東京都が掲げる環境目標を達成するためには、都内全ての企業が一体となって取り組むことが不可欠です。企業の規模を問わず、建て替えに伴うZEB化や高度な環境配慮に対する支援制度の拡充を図っていただきますようお願いいたします。

#### （16）電動車両の普及促進に係る各種施策の拡充

脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーによる発電等エネルギー供給側の脱炭素化を進めるとともに、車両の電動化等運輸部門におけるエネルギー使用時の脱炭素化も必要です。電動車両は動く蓄電池として、災害時に電力を供給することが可能であるため、都市のレジリエンス向上への貢献も期待できます。

東京都では、ZEV（ゼロエミッション・ビークル）の普及に向けて、電動車両の普及促進に係る以下をはじめとした各種施策を展開しています。

- ・燃料電池自動車等の普及促進事業
- ・電気自動車等の普及促進事業
- ・充電設備普及促進事業
- ・シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業

これらの施策については、今後も継続的に実施していくとともに、制度のさらなる拡充をお願いいたします。

また、電動車両のさらなる普及に向けて、インフラの整備・強化に関する以下の施策をご検討いただきますようお願いいたします。

- ・公開空地や駐車場内緑地帯（緑化計画対象箇所）へのEV充電設備設置に向けた規制緩和
- ・既設建物への充電器設置に関するインセンティブの付与
- ・充電設備普及促進事業の補助対象設備に対する固定資産税（償却資産）の減免措置
- ・公道への充電器設置

あわせて、電動車両の車種の多様化や都民の利用機会の拡大を図るとともに、ZEV普及促進

に向けて、公共交通（路線バス・タクシー）、公用車、公共サービス用車両（ごみ収集車両等）の電動化をより一層推進していただきますようお願いいたします。

### **(17) 東京都内を走行する電動車両への優遇措置の導入**

温室効果ガスによる気候変動や近年増加する自然災害に加え、高齢ドライバーの増加や慢性的な渋滞、時間貸駐車場の不足等、モビリティをめぐる地域課題は深刻さを増しています。

こうした課題に対して、例えば高齢者の生活支援を目的に、踏み間違い防止装置付きの電動車両を地域でシェアしながら、災害時に電動車の蓄電機能を活用する等、モビリティの技術を活かした解決策を図っていくことが有効です。現在、局所的な荒天候や大規模災害時のBCP対策の検討が各所で進められていますが、「電動化が進めば」という前提のもとでの実証や検討にとどまり、実装や展開には至っていないケースが多いのが現状です。

海外の主要都市では、都市全体のカーボンニュートラルを目標に掲げ、環境への対応だけでなく、SDGsを付加価値として捉え、優秀な人材を世界中から集めることで都市の成長につなげる政策が進められています。これらの都市では、カーボンニュートラル政策の中核として、市内を通行する車両のEV化が位置付けられています。例えばストックホルムでは、市中心部でのガソリン車・ディーゼル車の通行が禁止され、EVや厳格な排出基準を満たす車両のみが走行を許可されています。コペンハーゲンをはじめとする欧州の都市では、路線バスの電動化を積極的に進めるとともに、路上カーシェア車両のEV化を事業者に推奨しています。

こうした事例を参考に、東京都においても、率先してモビリティをめぐる地域課題に取り組んでいく必要があると考えます。

例えば、以下のような起爆剤となる施策により、車両の電動化を強力に推し進め、地域課題の解決に向けた道筋を付けていただきますようお願いいたします。

- ・電動車両優先駐車場として遊休公有地や空き家スペースの活用
- ・渋滞時間帯における電動車両優遇レーンの設置
- ・進入禁止エリアや駐車禁止エリアの限定期間・条件付き電動車両の開放
- ・時間制限駐車区間における電動車両利用料免除

### **(18) 燃料電池等トラック実装支援事業における助成対象の拡大**

東京都では、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて、燃料電池トラックまたは水素エンジントラックの導入に際し、経費の一部を助成する「燃料電池等トラック実装支援事業」を実施しています。

東京都の助成金であるため、導入車両は都内ナンバーであることを要件としていますが、水素社会の実現には広範囲に渡る支援が不可欠です。

「他県ナンバー車両であっても、都内の水素ステーションを活用する場合は助成対象とする」等の柔軟な要件を設けることにより、東京都がリーダーシップを発揮し、地域の垣根を越えた支援体制を構築していただきますようお願いいたします。

## **(19) 地球温暖化対策報告書制度の再生可能エネルギー熱利用に関する項目追加**

東京都内中小規模事業所を対象とする「地球温暖化対策報告書制度」の報告項目には、再生可能エネルギー利用の取組を意識した項目が多く盛り込まれており、非化石エネルギーへの転換を図る事業者の増加が期待されます。

一方で、再生可能エネルギーの熱利用に関して独立した報告項目は設けられていません。2023年4月に施行された「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（改正省エネ法）では、報告対象となる使用エネルギーに自然界に存在する熱（自然熱）が新たに追加されたところであり、今後は再生可能エネルギーの熱利用を促進することがますます重要となります。

そこで、「地球温暖化対策報告書制度」においても、再生可能エネルギーの熱利用に関する取組を記載できる項目や記入欄を新たに追加していただきますようお願いいたします。

## **(20) ガス使用設備に係る CO<sub>2</sub>排出量削減の推進**

CO<sub>2</sub>排出量削減に向けて、各企業で様々な取組が進められ、電気由来のCO<sub>2</sub>については再生可能エネルギー電力の活用等により削減が進んでいますが、ガス由来のCO<sub>2</sub>についても、同様に有効な削減施策が必要と考えます。

東京都では、2025年度より新たに「グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業」を開始し、グリーン水素の製造、貯蔵・運搬・利用に係る各種設備を設置した事業者に対して、費用の一部を助成しています。

e-methane等の普及促進に加え、ガスの代替となるエネルギー源や関連設備の早期導入をさらに推進するとともに、導入企業に対する支援の強化を図っていただきますようお願いいたします。

## **(21) SAF（持続可能な航空燃料）の活用促進**

東京都では、「国産SAF（持続可能な航空燃料）の利用促進事業」や、賛同企業等で構成される「東京 油で空飛ぶ 大作戦 Tokyo Fry to Fly Project」等の活動を通じて、都内における航空分野の脱炭素化に向けた活用促進を進めています。

SAFの原料として、家庭や企業、商業施設等から排出される廃食用油があります。廃食用油回収を促進することで、個人が直接脱炭素に貢献できる機会を創出しながら、意識変革や行動変容につなげることが可能となります。

東京都には、SAFの活用促進を図るため、スーパー・コンビニ、ごみ収集所等における廃食用油回収所を増設いただきますようお願いいたします。あわせて、飲食業や食品加工業からの廃食用油の収集を強化するためのスキームの構築もお願いいたします。

さらに、廃食用油回収促進に向けた広報活動の充実のほか、学校や企業を対象とした教育・啓発プログラムの推進を通じて、SAFの活用促進及び持続可能な資源循環の実現に向けた取組を加速していただきますようお願いいたします。

## **(22) 水再生センターにおける設備の更新**

東京都では、20か所の水再生センターを所管しており、各センターでは24時間体制で汚水ポンプや送風機が稼働しています。これらの装置について高効率化や軽メンテナンス化を図ることができれば、大幅なCO<sub>2</sub>排出量の削減が期待できます。

つきましては、水再生センターにおける汚水ポンプの最適選定機種への更新や、軽メンテナンスで高効率の送風機の導入についてご検討いただきますようお願いいたします。

### **(23) 企業における生物多様性への取組に対する支援施策の整備**

東京都が策定した「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン2025」において、民間企業の役割に言及している点に賛同いたします。基本戦略Ⅰでは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域等における企業の取組を「生物多様性バージョンアップエリア」として位置付け、基本戦略ⅡのTokyo NbSアクションにおいても、企業を含む多様な主体の参画が期待されていることは非常に意義深いものと考えます。

一方で、民間による生態系配慮型緑化の推進に関しては、「江戸のみどり登録緑地」のような技術支援が中心であり、財政的支援は限定的です。また、Tokyo NbSアクションにおいても、企業の取組に対する支援はPR支援が主であり、実質的な事業推進への後押しは十分とは言えません。さらに「東京の緑の保全・創出支援プログラム」等の補助制度は主に区市町村を対象としており、民間企業への直接的な支援はほとんどありません。

近年は、TNFDやSBTs for Nature、CDP等、生物多様性に配慮した企業活動を評価する国際的な枠組みが広がりつつあり、それらをESG投資に活用する動きも始まっています。しかしながら、国内ではこうした評価制度がまだ十分には確立されておらず、企業が生物多様性を重視した開発を行っても、土地価格や事業価値に反映されにくく、企業の取組が進まないのが現状です。

民間企業の力を最大限に活かし、東京都の戦略に実効性を持たせるために、企業の取組を経済的・制度的に支える以下のような仕組みの整備を強く要望いたします。

- ・生物多様性に配慮した緑化、外来種対策、自然共生型開発・維持等に対する企業向け補助金・助成制度の創設
- ・生物多様性に配慮したエリアに対する固定資産税や都市計画税の軽減、環境配慮型製品・サービス開発に対する法人税の特例等の税制優遇措置
- ・生物多様性に資する取組に関する評価制度の整備（ESG投資やサステナビリティ報告との連携を意識）

### **(24) 「都市木造」の実現に向けた支援**

木造化・木質化された建築群で構成される「都市木造」の実現は、脱炭素社会の形成や森林資源の循環利用等、多くの副次的効果が期待できます。

都市木造の実現にあたっては、国産木材の利用促進が重要です。東京都では、国産木材の魅力発信拠点として「MOCTION」を開設し、多摩産材等国産木材の活用を促進しています。今後も都市木造の普及に向けて、積極的な情報発信をお願いいたします。

また、不燃化特区内における老朽建築物の除去や建て替えのケースでは、木造化が有効的な対応策であるにもかかわらず、耐火・準耐火建築物としての設計・建設等のコスト面から導入を断念するケースがあります。東京都では、「構造木質化の推進に係る補助金」により、建築物の木造化・木質化を推進していますが、現行の対象施設の延べ面積要件を見直す等、全ての木造建築物を対象とした支援とすることが必要と考えます。

都市木造の実現に向けては、全ての建築物を対象に、木造化・木質化の可能性を検討し、実現するための行政支援が不可欠ですので、情報発信や財政的支援等の多面的な取組を進めさせていただきますようお願いいたします。

#### **(25) 電気料金の激変緩和措置の拡充**

光熱費の高騰は企業にとっても深刻な負担となっており、不安定な中東情勢を背景に、今後も価格上昇が懸念されます。

国では、令和7年度予備費を活用した「重点支援地方交付金」の増額が措置され、特別高圧契約で電力を受電する中小企業等への支援を念頭に、地方公共団体に対して地域の実情に応じた電気料金支援を依頼しています。

東京都でも、特別高圧電力や工業用LPガスを使用する中小企業者等の負担軽減に向けた緊急対策として、支援金の交付を実施しています。激変緩和措置としての実効性を高めるために、特別高圧電力の対象範囲の拡大等、さらなる支援の拡充をお願いいたします。

#### **(26) 暑熱環境に伴うリスクを軽減する施策の推進**

近年の夏季の気温上昇は、企業活動における屋外作業や都民の屋外活動に深刻な影響を及ぼしています。また、屋内においても熱中症で搬送される事案が多数発生しています。こうした状況を踏まえ、以下の施策の検討及び拡充をお願いいたします。

- ・民間住宅や中小ビル向けの緑化助成制度の拡充
- ・遮熱塗装・遮熱フィルム・断熱施工等の施工業者への補助制度及び地域主導の推進体制支援
- ・気象庁の熱中症警戒アラートとLINE等のアプリとの連動による高齢者・子育て世帯への警報通知
- ・民間施設（コンビニ、商業施設等）の避暑シェルター認定と冷房諸費用の支援
- ・エアコン未設置世帯への設置促進のための支援

#### **(27) 多摩地域自治体に対するドレン排水の取扱いに係る運用の見直し**

東京都では、給湯分野における省エネ施策として、東京ゼロエミポイントに加え、2025年度から「分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業」が開始され、エコジョーズ給湯器の高効率化を進められています。

従来型ガス給湯器からエコジョーズ等の潜熱回収型ガス給湯器へ交換する際は、ドレン排水が排出されるため、各自治体の排水処理基準に基づいた設置が求められます。特に既築集

合住宅では、建物の構造上、污水系統への接続が困難なケースが多く、雨水系統への排出について自治体と個別に相談・確認を行っているのが現状です。

しかしながら、23 区外の市町村（特に多摩地域）では、雨水系統への排出について「条件付き容認」や「雨水系統処理不可（汚水扱い）」とする自治体が存在し、雨水系統への排出が認められず、エコジョーズ化を断念せざるを得ない事例が発生しており、エコジョーズの普及促進において大きな障壁となっています。

一方、国では、「潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて」というガイドラインに基づき、ドレン排水を「雨水と同様の取扱い」とすることが可能である旨を各自治体に周知しています。また、潜熱回収型ガス給湯器のドレン排水について、雨水系統への排出を容認する自治体を一覧化し、ホームページ上で公開することで、可視化も図っています。

東京都においても、潜熱回収型ガス給湯器のドレン水の取扱いについて、日本ガス機器検査協会（JIA）認証品であることを前提に、建物の構造上、污水系統への接続が極めて困難な場合には、雨水系統への排出を認める旨を明示しています。

多摩地域の一部自治体もホームページで同様の見解を示していますが、雨水系統への排出要件となる「污水系統の排水設備への排出が建物等の構造上極めて困難な場合」の解釈が厳格であるため、実質的に雨水系統への排出が許容されず、污水系統への排出となるケースが生じています。

このような状況を踏まえ、東京都から多摩地域を中心とした各自治体に対して、ドレン排水について雨水系統への排出の容認を促していただきますようお願いいたします。

## 6. 防災・減災対策

### （1）災害発生時における対応力・復旧力のさらなる強化

首都直下地震に加え、大規模風水害や火山噴火等、東京で発生し得る災害に対して、東京都業務継続計画（都政 BCP）だけでは十分に対応しきれないリスクがあります。能登半島地震の際には、海外からの支援申出への対応や、人命救助における 72 時間の壁等が課題として浮き彫りになりました。

こうした教訓を踏まえ、東京都においても有事対応力の強化が急務です。そのため、以下の施策をご検討いただきますようお願いいたします。

- ・他県との相互支援体制の強化
- ・NPO・ボランティアの事前登録制度の推進
- ・72 時間以内の海外からの支援・ボランティア受入体制の強化
- ・災害関連死の抑制に資する避難生活環境の改善

### （2）BCP に関する共助の取組強化

現行では、BCP は基本的に企業の努力や責任に委ねられているため、各社の備えにばらつきが見られます。東京都では既に「BCP 策定支援事業」や「BCP 実践促進助成金」等の制度を設

けていますが、経営者が BCP の必要性を十分に認識していないケースもあり、活用が十分とは言い切れません。

東京都には日本で最も多くの企業が存在し、各企業の災害対応力・事業継続力・復旧力は、日本全体の経済活動に大きな影響を与えます。そのため、東京都には、国と連携しながら、BCP に関する共助の取組について旗振り役を担い、企業間の共助体制の構築・強化を推進していただきますようお願いいたします。

### **(3) 防災教育及び防災関連情報発信の継続的実施**

東京都では、東京都防災アプリの機能拡充やマンション防災力の向上等、多様な施策を通じて都民の防災意識向上に取り組んでいます。一人ひとりの意識向上と行動変容こそが、気候変動や大規模災害に立ち向かう力となります。

東京都として、引き続き、網羅的かつタイムリーな防災関連の情報提供・発信のほか、都民一人ひとりが実行可能でサステナビリティな防災アクションの提示、防災教育の継続的な実施と地域連携の強化等の取組を進めていただきますようお願いいたします。

### **(4) 外国人旅行者に対する災害関連情報の周知強化**

東京都では、緊急・災害時に観光関連事業者が外国人旅行者に対して適切に対応できるよう、外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアルを作成・配布しているほか、多言語対応の東京都防災アプリを通じて、外国人旅行者に対しプッシュ通知で情報提供を行っています。

一方で、これらの有効なツールが十分に浸透しているとは言い切れない状況にあります。そのため、空港やターミナル駅、観光関連事業者と連携し、外国人旅行者が確実に目を通す、あるいは確実にアプリをインストールするオペレーション構築や導線づくりをお願いいたします。

あわせて、外国人旅行者が発災時に指示に従って適切に対応できるよう、空港内でのポスター掲出や、訪日外国人旅行者数上位国の旅行ガイドブックへの掲載等、関係機関等との連携及び周知強化をお願いいたします。

周知の仕方によっては、地震が発生する観光地との印象が先行し、却って不安を増大させる可能性もあるため、地震が起きる可能性があることはしっかりと伝えた上で、「東京都では、地震が起きてもアプリを入れるだけで、母国語で情報を受け取れる安全・安心の体制が整備されている」ということを、ポジティブメッセージとして一体的に PR できる形で発信していただきますようお願いいたします。

### **(5) 建物の耐震化促進に向けた助成の拡大**

東京都内では、自社ビルが老朽化しているケースが多く見られます。そのため、建物の耐震化・制振化・免震化が強く望まれるもの、工事費用に加え、工事の前提となる耐震構造診断費用も高額であるため、導入が進みにくい状況です。

東京都では「区市町村の耐震化促進事業に係る助成制度」を設けていますが、対象が木造、

マンション及びシェルターに限られており、その他の建造物への助成が十分とは言えません。

つきましては、非住宅建築物に対する耐震構造診断費用の一部助成等、対象範囲の拡大を含む支援の拡充についてご検討いただきますようお願いいたします。

#### **(6) 災害発生時の被害状況可視化システムの導入**

東京都では、災害発生時の迅速な情報収集と共有を目的として、2024年3月1日から「高所カメラ被害情報収集システム」の運用を開始するとともに、災害時共有情報システムを用いて、区市町村や関係機関等からの災害情報を集約する体制を構築しています。

これらの取組は災害対応として極めて有効であり、今後はさらに取組を進め、災害発生時における河川増水・氾濫状況、液状化の発生状況、道路の渋滞・通行止め状況、交通機関の遮断状況、富士山噴火に伴う降灰状況等の災害状況を地図上に明示し、リアルタイムで可視化できるシステムの導入をご検討いただきますようお願いいたします。

#### **(7) 火山災害に備えるための周知及び支援強化**

東京都では、国の中防災会議がまとめた報告書をもとに、富士山噴火を想定した「地域防災計画」に火山編を設け、対策目標や関係機関の役割を明確化し、2025年5月に改定も行われました。また、「大規模噴火降灰対応方針」においては、降灰の影響や対策に関する都民・事業者向けの情報配信の方向性を示しています。さらに、国においても、2025年3月28日に「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」が公表され、ライフラインの復旧を優先する方針が示されました。ガイドラインでは、処理が必要な火山灰の量は東日本大震災で発生した災害廃棄物の約10倍に上るとされ、事前の処理方法の検討が不可欠とされています。

東京都には、国と連携しながら、災害時における関係機関・事業者の状況把握や、具体的な対応・対策について、引き続き分かりやすく周知・啓発を行い、都民の理解と行動変容を促すとともに、防災用品の備蓄や降灰時における道路啓開等の対応、要配慮者支援体制の整備等、火山災害に備えるための必要な支援をご検討いただきますようお願いいたします。

#### **(8) 風水害に対する対策及びイニシアティブ・情報発信の強化**

近年、線状降水帯やゲリラ豪雨等による風水害が東京都内で頻発しており、海拔ゼロメートル地帯が多いことから、河川の氾濫や浸水等による甚大な被害が常に懸念されます。また、地球温暖化に伴う海面上昇により、こうしたリスクは今後さらに高まることが予想されます。

東京都では、ハード面では河川や下水道の整備、流域対策による総合治水対策を推進し、ソフト面ではレアラートを活用した災害情報のプッシュ通知のほか、東京マイ・タイムラインの普及啓発、東京都防災アプリによる水害リスクマップの提供等に取り組んでいます。

これらの取組に加え、以下の対策についてさらなる強化をお願いいたします。

- ・豪雨対策基本方針に掲げる治水対策及び河川氾濫・洪水抑止対策の拡充
- ・都民に対するリスク予測に基づく事前アナウンスの実施
- ・鉄道会社の計画運休に関するイニシアティブの発揮

- ・東京都防災アプリのさらなる周知及び企業との連携強化

#### **(9) 災害備蓄品の購入・処分費用の補助の充実**

企業においては、従業員や帰宅困難者のために災害用の備蓄品を備えていますが、使用期限を迎えるごとに買い替える必要があります。

現在、東京都では、区市町村と帰宅困難者受入協定を締結している民間一時滞在施設を対象に、帰宅困難者向けの備蓄品やスマートフォン等の充電機器の購入費用について補助を行っています。しかし、備蓄品の処分にも高額な費用がかかるため、買い替え時に必要となる処分費用の補助もご検討いただきますようお願いいたします。

また、新規に備蓄品を購入する際や更新する際には、購入と処分の双方を一括して引き受ける事業者を東京都があっせんする等、効率的な仕組みを構築していただきますようお願いいたします。

#### **(10) 災害発生時の共助に係る費用の補償**

災害発生時には、多くの帰宅困難者等をホテルで引き受ける必要があり、備蓄品に限らず、食事や寝具の提供等も求められる可能性があります。特に寝具類はクリーニングが必要となり、食材や飲料についても原則として無償で提供することが想定されます。

帰宅困難者等をスムーズに引き受けるためにも、共助に係る費用の一部を補償する仕組みを構築していただきますようお願いいたします。

#### **(11) 災害時におけるボランティア受付拠点の明確化及び周知**

首都直下地震の発生が想定される中、災害時におけるボランティアの受付拠点を予め選定し、発災直後からボランティアを受け入れる体制を整えておくことは、復興のスピードアップにつながります。

東京都では、東京ボランティア・市民活動センター等と連携し、「東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議」に定期的に参画する等の取組を進めていますが、今後はボランティアの受付拠点についてさらなる周知・啓発を図っていただきますようお願いいたします。

#### **(12) 屋内デジタルマップ整備による防災対応力の向上化**

東京都では、防災マップや区市町村災害対応力向上支援事業等を通じて災害対応力の向上を図っているものの、屋内のデジタルマップの整備は未だ途上段階です。災害発生時にタイムリーかつ正確な対応を実現するためには、国が推進している3D都市モデルのプラットフォームである「PLATEAU」等の空間情報基盤と連携しつつ、屋内デジタルマップの整備範囲を拡充していくことが有効と考えます。

以下、東京都における屋内デジタルマップの整備を進めることで得られる具体的なメリットを示します。

### ① 避難行動支援の強化

駅・商業施設・公共施設等の屋内デジタルマップを防災マップと統合し、災害時のバリアフリーを含めた避難経路や安全設備の位置を可視化することにより、災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障害者、外国人旅行者等の避難行動を支援できます。

さらに、災害発生時における交通機関の運行状況、駅の混雑情報、SNS等のリアルタイム情報を統合することで、スムーズな避難を実現することができます。

### ② 都市災害シミュレーションの高度化

3D都市モデル上で災害時の避難行動等をシミュレーションする際、屋内デジタルマップを組み込むことで、各建築物のリスク評価や復興計画をより高度に策定できます。

### ③ 消火活動の迅速化と消防隊員の安全確保

屋内デジタルマップの活用により、火災発生時に迅速に状況把握ができ、速やかな消火活動が実現できるとともに、消火に携わる隊員の安全確保にも資する考えます。

自治体、都民、事業者が防災情報を共有・活用できるプラットフォームを整備することで、都市のレジリエンス強化を図っていただきますようお願いいたします。

## **(13) 防災まちづくりにおける脱炭素化の推進**

東京都では、道路整備とあわせて、民間の力を活用しながら沿道の効率的な土地利用の促進を図る「沿道まちづくり」を一体的に進めています。

国や東京都では、沿道における建築物の共同化・不燃化を実現するため、ZEB・ZEH化を推奨しているところですが、あわせて、不燃木材やCO<sub>2</sub>吸収コンクリートの使用、グリーンインフラの整備等も促進し、防災まちづくりにおける脱炭素化を一層加速していただきますようお願いいたします。

## **(14) 調節池に係るポンプ設備の強化**

東京都では、洪水の一部を貯留する調節池や、洪水を別ルートに分けて流す分水路を整備することで水害に対する安全性を確保しており、令和6年度末までに12河川27か所で合計約268万m<sup>3</sup>の調節池が稼動しています。

調節池の排水のため、水中モータポンプが設置されていますが、水中ポンプは水中に埋没しているため、故障時やメンテナンスの際には一度陸上に引き上げる必要があり、復旧に時間を要します。

これに対し、陸上ポンプは地上部で迅速な点検や修繕が可能です。水害に迅速に備える観点から、水中ポンプに加え陸上ポンプの設置もご検討いただきますようお願いいたします。

## **7. 都市づくり・観光政策**

### **(1) 上下水道等のインフラの更新推進及び国・他県との連携強化**

2025年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管破損による道路陥没事故は、老朽化インフ

ラの維持管理という大きな課題を社会に突きつけました。事故を受けて、国では上下水道の維持管理や更新に関する目標案を取りまとめ、損傷リスクが高いと判断された下水道管については、5年後の令和12年度までに更新を完了する方針を示しました。

東京都では、「2050 東京戦略」に基づき、計画的な更新や維持管理の高度化を進めていますが、事業者と連携し、さらなるインフラ強靭化を推進していただきますようお願いいたします。

加えて、対策の優先順位や工事予定の共有等、インフラ整備に係る情報開示を積極的に行なながら、とりわけ流域下水道のように他行政にまたがり、老朽化による破損時のリスクが高い整備については、東京都がリーダーシップを発揮し、国や他県との連携強化を図っていただくことを期待いたします。

## **(2) 「都市づくりのグランドデザイン」へのエネルギー強靭化の取組等の反映**

東京都では、2017年に策定された「都市づくりのグランドデザイン」の改定に向けて、2025年7月1日に「都市づくりのグランドデザインの改定に向けた検討会」が設置されました。現在の都市づくりの課題と今後の展望を踏まえ、改定に盛り込むべき内容として、以下を提案いたします。

- ・災害対策と環境負荷軽減を同時に推進する都市づくりに向けた、強靭化・レジリエンスとカーボンニュートラルの両立
- ・エネルギーの安定供給を確保する観点からのエネルギー源の多様化
- ・大規模災害時のリスク分散と地域エネルギーの自立性向上を図るための自立分散型電源と面的利用の促進及び継続的支援
- ・高い耐震性を有し、災害時の供給継続性が期待できる都市ガスインフラを基盤としたエネルギー強靭化策の推進
- ・住宅分野における省エネ対策としての高効率給湯器の普及促進
- ・まちづくり分野において、エリア全体での相互連携と機能更新を行うスパイラルアップを推進するための、新規地域冷暖房・スマートエネルギーネットワークの促進
- ・安定的な電力供給を確保するための、コーポレート・ガバナンスシステム、蓄熱槽、ハイブリッド熱源、蓄電池等を活用した柔軟な需給調整システムの導入促進
- ・カーボンニュートラル実現に向けた、再生可能エネルギー・水素、バイオガス、e-methane等の次世代エネルギーの導入を支える制度設計やインフラ整備の推進

## **(3) 公園・緑地・農地のネットワーク化による一体的な整備等の推進**

東京都では、「2050 東京戦略」に基づき、緑地の質・量の向上を目的とした都立・区市町村立公園の整備や農地再生を進めており、「東京グリーンビズ」においても、東京の緑を「まもる」「育てる」「活かす」という取組が提唱されています。公園・緑地・農地は、地域交流の場の提供、地球温暖化防止、生物多様性の保全、防災力の向上、景観形成等、多様な意義・機能を有しています。これらをネットワーク化し、連携して整備・保全・活用することによ

り、機能が一層高まり、良好な都市環境の形成に大きく寄与すると考えます。

例えば、調布市の深大寺・佐須地域では、都市化が進む中で貴重となっている田園・里山の風景を守るため、「調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」を策定し、農地や用水路、緑地等の一体的な保全に取り組んでおり、都市環境の価値を高めるモデル的な取組と言えます。

こうした取組を推進するため、公園・緑地・農地の一体的な整備・保全・活用を進めるとともに、ネットワーク化の促進や民間企業との連携、地域の取組支援について、さらなるご検討いただきますようお願いいたします。

#### **(4) クーリングシェルター・TOKYO クールシェアスポットを通じた熱中症対策の促進**

近年の猛暑を背景に、昨年度から施行された改正気候変動適応法に基づき、クーリングシェルター・TOKYO クールシェアスポットの指定及び周知が進められた結果、現在、東京都内の2,500 か所以上が対象施設として登録されています。このように着実に整備は進んでいる一方で、その分布は住宅街に所在する公共施設が大半を占めています。

都心部で日常を過ごす生活者や労働者への対策も急務であることから、今後は再開発や新しい街づくりの一環として、オフィスビルや民間施設等のさらなる活用を図ることで、クーリングシェルター・TOKYO クールシェアスポットを一層充実させ、熱中症対策を促進していただきますようお願いいたします。

#### **(5) エリアマネジメント活動に係る助成制度の創設や要件緩和**

昨今、全国各地において、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるためのエリアマネジメント活動が活発に行われています。東京都でも、「2050 東京戦略」の3か年アクションプランにおいて、「戦略的なナイトタイム観光の推進」が掲げており、東京都の魅力やコンテンツの維持・向上に向けた取組が進められています。都民の声の集約結果からは、「街の清潔さ」が東京観光の強みとして重視されており、エリアマネジメント団体の活動を活性化させ、活動の幅を広げることは、清潔さの維持を含め、東京都の魅力の向上に大いにつながるものと考えます。

しかしながら、エリアマネジメント団体の活動は公益性が高い一方で、収入源が限られており、活動の継続性が課題となっています。そこで、公益性の高い事業に持続的に取り組めるよう、東京都による助成事業の応募要件の緩和や、新たな助成金の創設により、エリアマネジメント活動の維持・活発化を図るべきであると考えます。

特に、以下の施策について、支援の拡充を要望いたします。

- ・ナイトタイム観光推進エリアの創出事業

現行制度の「外国人旅行者の誘客につながる取組であること」の応募要件を緩和し、国内在住者の誘客も目的とする取組とすることにより、ナイトタイムに関する施策の活性化が期待できます。

- ・道路や公有地での清掃活動に対する助成金

河川清掃等ボランティア団体への助成金に類似した仕組みとして、エリアマネジメント団体が公有地等での清掃活動を行う際に利用できる助成金の創設を要望いたします。エリアマネジメント活動においては、地域との関係づくりを目的とし、自治体や地元団体と共同で清掃活動を行う事例が多く見られます。道路や公園等の公有地の清掃についても助成金の対象とすることで、自治体の対応よりも迅速な清掃活動が可能となり、住民や来訪者の快適性向上に寄与すると考えます。

## **(6) 鉄道車両に係る屋外広告の規制緩和**

東京都における車体利用広告は、公共交通を利用する多くの人の目に触れるため、公益性の高いメッセージの発信に効果を發揮します。東京都屋外広告物条例第21条第1項に基づく電車（路面電車を除く）の車体外面広告物については、車体の一の外面における各広告物等の表示面積の合計が、同条例施行規則第19条により当該外面面積の10分の1以下である必要があります。さらに、非営利広告物等の場合は、同規則第18条に基づき10分の3以下まで認められていますが、これでは十分な情報発信が困難です。

車体全面広告等については、一定の基準を満たすことで条例第30条に基づく許可の特例を得ることができます。条例第57条に基づき東京都広告物審議会の諮問・答申を経る必要があります。審議会は開催頻度が少ないため、車体全面広告等を企画したい場合でも実施までに時間を要し、公益性のあるメッセージを迅速に発信することができません。

そこで、年度単位の免許制を導入し、免許を保有する事業者については、審議会の審議を経ずに特例許可を得られる制度への改正を要望いたします。これにより、公益性のあるメッセージをタイムリーに発信することが可能となり、都民にとっても有益であると考えます。

また、鉄道車両の前面は、災害や事故等に伴う一部区間の不通時に、別経路で臨時列車を運行する際、旅客への案内強化のため、ヘッドマークに代替列車を象徴する意匠を臨時に表示するという公益性が高い重要な役割を担います。しかしながら、表示面積が小さく、先頭車両にしか設置できないため、条例第21条第1項の規制と相まって、表示面積が非常に限られています。

つきましては、鉄道車両前面については、条例の適用除外としていただきますようお願いいたします。

## **(7) 自転車等駐輪場設置に係る地域ルールの適用及び条例の整備**

東京都における自転車等駐輪場の附置義務制度については、駐輪場の設置台数基準が区市町村によって異なるため、自治体間で整備台数に大きな差が生じ、不合理な状況が生じるケースがあります。

例えば、周辺環境が同じであるものの行政区画をまたがる駐輪場においては、本来1つの駐輪場として設計できるにもかかわらず、各自治体が定める附置義務基準に従わざるを得ず、行政区画ごとに床面積に応じた駐輪場の設置台数が求められる状況となっています。

一方、駐車場については、東京都の条例に定める一律の基準によらず、地域特性に応じた駐車施設の配置や附置義務基準の設定を可能とする「東京都駐車場条例に基づく地域ルール」

が設けられています。駐輪場についても同様に、地域特性を踏まえた附置義務基準の設定を可能とする地域ルールの策定をお願いいたします。これにより、駐輪施設の台数軽減や集約設置等、柔軟な整備が可能となり、より合理的な施設配置を図ることができます。

また、駐輪場に係る地域ルールの策定には一定の時間を要することから、策定までの措置として、事業者が地域の実情に応じた駐輪場設置台数を提案した上で、放置自転車や自動二輪車の路上駐車を防止して歩行者空間の安全性向上を図るという駐輪場整備の目的が達成されることが確認できる場合には、自治体間の個別協議による特例認可を適用していただきますようお願いいたします。

加えて、特例認可制度を既に条例で定めている自治体においては、上記のとおり特例認可の適用を進めることとなりますが、条例に特例認可制度が盛り込まれていない自治体に対しては、東京都から制度の整備及び活用を働きかけていただきますようお願いいたします。

#### **(8) 外国人旅行者に対するマナー・ルールの周知強化**

東京都では、外国人旅行者や障害者、高齢者等多様な方々が安心して過ごせる環境づくりの一環として、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」を策定し、普及啓発を進めています。

しかしながら、外国人旅行者が急増する中、ごみのポイ捨てや公共施設の占拠等、地域住民の生活環境に影響を及ぼす事例が増えています。

そこで、東京都の安全と快適さを保つ観点から、駅や公共スペース等の様々な場所において、多言語対応の充実やマナー・ルールについての周知強化等に取り組むことにより、外国人旅行者の適切な行動を促していただきますようお願いいたします。

#### **(9) 観光客の分散化に向けた対策**

観光客が都心部の特定エリアに集中することにより、混雑や住民生活への影響が深刻化しています。

このような状況を緩和するため、リアルタイムの混雑情報の提供や、観光客の動向データの分析及び活用、都心部以外の魅力的な場所へのアクセス促進等の施策を講じることにより、観光客の分散化を進めていますようお願いいたします。

#### **(10) インバウンド増加に伴う各種経費への支援拡充**

外国人旅行者の増加に伴い、観光消費は地域経済の重要な柱となっています。一方で、飲食店・小売業の現場では、メニュー・案内表示の多言語対応不足、接客時のコミュニケーションの課題、海外キャッシュレス決済への未対応、ハラール・ベジタリアン対応の未実施、店舗環境整備の遅れ、語学力や異文化理解力の不足等により、インバウンド需要を十分に取り込めていない現状があります。

東京都では、「インバウンド対応力強化支援事業補助金」等、飲食店や観光関連企業に対する補助制度を設けていますが、インバウンド市場の成長に向けて、助成対象範囲を拡大する等の支援の拡充をお願いいたします。

## 8. 交通事情の改善

### （1）自転車の交通安全対策の強化

コロナ禍を経て、新しい日常への対応や環境負荷の低減、健康増進への寄与等の理由から、自転車の利用が増加しています。さらに、宅配デリバリーサービスや自転車シェアリングの普及、外国人旅行者の増加等により、東京都内における自転車利用の機会は一層拡大が見込まれます。

一方で、都内の交通事故に占める自転車関連事故の割合は全国平均と比べて高い状況であり、安全で快適な自転車通行空間の整備が重要となっています。また、2026年4月からは改正道路交通法の施行により、自転車の交通違反に対して反則金の納付を通告する交通反則切符（いわゆる「青切符」）が導入されます。国では2025年9月に「自転車ルールブック」を公表し、取り締まり等の考え方や安全運転の啓発を進めています。

東京都では、「東京都自転車活用推進計画」に基づき、都内における自転車通行規制や危険運転の防止、もらい事故による被害を軽減できる自転車専用レーンの整備、待機場所の確保等、インフラ構築を積極的に推進しているところですが、交通ルールの啓発や安全教育も含めた、自転車の交通安全対策に係る取組の強化をお願いいたします。

### （2）「ながらスマホ」防止対策の強化

スマートフォンは今や生活必需品となっていますが、自転車運転中の「ながらスマホ」による事故が続発し、社会問題となっています。こうした事態を受けて、道路交通法の改正により、2024年11月から「ながらスマホ」に対する罰則が強化される等、規制強化の動きが進んでいます。また、街中や公共の場で歩きながらスマートフォンを操作する「歩きスマホ」も日常的に見られ、特に人が混み合う駅や電車内、道路では、接触事故によって誰でも加害者・被害者となる危険性があります。各自治体では、こうした危険行為に対する対策が進められており、「ながらスマホ」を公共の場所で行うことを禁止する条例を制定する動きも広がっています。

注意喚起のみでは解決できない社会問題であるため、東京都としても、危険性の周知や、条例を制定する自治体の拡大支援等、強力な対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### （3）外国人旅行者向け公道カートに関する安全対策強化

近年、外国人旅行者向けの公道カートの利用者が増加しており、事故や苦情が多発している状況です。2018年4月に道路運送車両の保安基準等が開催され、シートベルトの設置義務化等の安全確保策が講じられたものの、運転ルールや交通ルールの徹底が不十分であり、スマートフォンを操作しながらの走行や、集団での路上駐車等、道路交通法違反行為も多く見られます。

また、事業者が日本国内で有効なジュネーブ条約加盟国発行の国際運転免許証を持たない

外国人旅行者に貸し出し、書類送検となった事案もあり、事業者側の安全意識も課題となっています。

渋谷区で既に導入されている事業所開設時の届出義務化、開設前の近隣住民に対する事業説明会の実施及び区への報告の義務化等の安全対策の取組を東京都全体で推進していただくとともに、利用者の交通ルールの遵守に向けた啓発活動の強化をお願いいたします。

#### **(4) オフピーク通勤の推進と支援の拡充**

コロナ禍を経て、多様な働き方が進み、鉄道利用者はこれまで以上に混雑を避け、安心かつ快適な車内空間での移動を重視するようになりました。企業においても、ESG 経営の推進や人材確保の観点から、働き方改革や就労環境の改善に対する関心が高まっています。

スマーズビズの一環としてオフピーク通勤が鉄道利用者に好影響を与えるという調査結果が示されている一方で、オフピーク通勤を導入する企業の数は停滞傾向にあります。オフピーク通勤の社会的定着と混雑緩和の実現に向けては、企業への働きかけが極めて重要であり、企業が柔軟な勤務制度を導入しやすい環境整備が求められています。

東京都では、2025 年度から「手取り時間」創出のための奨励金を設ける等の支援を開始していますが、オフピーク定期券をはじめ交通事業者による混雑緩和を目的とした各種取組の周知や企業がオフピーク定期券を導入した際の助成金等の支援に加えて、勤務制度の変更や関連システムの導入等に伴う費用への支援、さらには交通事業者がオフピーク施策を継続的に実施するための費用に対する助成制度の創設についてご検討いただきますようお願いいたします。

こうした施策により、都民や通勤者、企業に加え、インバウンドを含む観光客にとっても、東京が快適で魅力的な都市として認識されるものと考えます。

以 上

# 令和 8 年度 東京都予算に対する要望

東京都農業共済組合経営強化支援事業等の継続について

令和 7 年 1 月 20 日

東京都農業共済組合



東京都におかれましては、農業保険の実施主体である東京都農業共済組合の運営につきまして、日頃より特段のご指導とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

また、経営強化支援事業に加え、令和3年度からの農業経営収入保険加入推進事業による加入者の保険料助成をいただき感謝申し上げます。

農林水産省では、本年4月に「食料・農業・農村基本法」に基づく「基本計画」を策定して、初動の5年間を農業構造転換期と定め多くの施策に取り組んでおります。この基本計画を策定する際に、全国の農業者は2020年に108万経営体であったものが、10年後の2030年には58万経営体にまで減少する（すう勢ベース）見込みとの予測を出しています。東京都内の農業者がこのトレンドと同様の減少を迎えるとは考えていませんが、これまで毎年、多くの東京の農地が減少してきた状況では、東京の農業者の減少も避けられず、大きな課題と考えております。

この様な状況の中、農業共済組合は、農業保険法に基づき、農業者が自然災害等の不慮の事故によって受けた損失を補てんする「農業共済事業」並びに自然災害の他、農産物の需給変動その他の事情による農業収入の減少を補てんする「農業経営収入保険事業」を通じ、農業の再生産の確保と農業経営並びに地域経済の安定を目的として東京の農業者をサポートしております。

都内では本年10月に台風第22号及び台風第23号が立て続けに八丈町を通過し、島内に甚大な被害が発生しております。本組合は、台風第23号の通過後10月15日に職員を派遣して、迅速な損害評価体制を構築するための情報収集を行い、現在、共済金の早期支払いに向け役職員一丸となり進めている所であります。

都民にとってかけがえのない財産である東京農業・農地を守るため、また、農業者が思い描く持続可能な農業を実現するためにも、本組合が担う農業保険の各種事業のセーフティーネットの継続が必要です。しかし、当組合の財務は、農業保険の加入対象となる農業者の減少、物価や賃金の高騰等により、依然として厳しい状況が続いております。引き続き経営強化支援事業、並びに農業経営収入保険加入推進支援事業の継続を要望いたします。

# 1. 農業共済組合を取り巻く概況

## (1) 新たな食料・農業・農村基本法（基本計画）関連

- 新たな「食料・農業・農村基本法」においても、農業共済・農業経営収入保険は、引き続き農業者のセーフティーネット対策として重要な役割を担う施策として改めて位置付けられた。
- 収穫共済（農作物共済、果樹共済）は、農業経営収入保険との関係を含めた検討とともに、将来に渡って持続性を確保しつつ重点的に実施する。
- 農業経営収入保険は、中長期的に類似制度（野菜価格安定対策、ナラシ対策等）を集約することを含め検討されていく。

## (2) 組織運営関係

- 平成30年度より開始した農業経営収入保険事業は、全国の農業共済団体の加入者目標とした10万経営体を令和6年度末に達成した。
- 次の目標として、全国の農業共済団体は、耕種作物における農業共済制度並びに収入保険制度のカバー率向上を目標に掲げ、農業共済制度発足時の65%まで引き上げることを目標として事業推進活動を実施している。
- 一方、組織運営は、農業保険法に基づき農業者（共済連絡員・損害評価員などの基礎組織）の協力を得ながら進める制度として運営されてきた。しかしながら、農業者の減少、高齢化、担い手不足等により、これらの協力を得ることが困難となり適正な組織運営に支障を来しつつある。
- 全国的に農業共済組合職員の離職が多く、農林水産省を中心に制度の適正な運用を確保するため、職員の処遇改善に努めており、ラスパイレス指数100%を目指している。

### (3) 本組合の取組み

○ 本組合では、平成20年度から財務改善を目的に、過去には職員の給与削減を含めた4分野36事項の組織改革・財務健全化計画、並びに「実施体制の改善計画」を5年ごとに定めて取り組んできた。現在も、令和9年度を目途に「実施体制の改善計画」を策定して、より一層の業務の効率化に向けた組合運営を検討している。

＜令和6年度末 農業共済事業の加入者数＞

共済、保険の種類（主な補償対象）	加入者数（人）
農業保険	1,720
農業共済	1,453
農作物共済（水稻、陸稻）、家畜共済（乳牛、肉牛）、果樹共済（梨）、園芸施設共済（パイプハウス、鉄骨ハウス）	

※ 複数の共済、保険に加入できるため、内訳と合計は一致しない

## 2. 「経営強化支援事業」の必要性

前述のように依然として、本組合の事業運営は厳しい状況が続いている。これらの改善のためには、一人でも多くの農業者が共済事業によるセーフティネットを構築することが重要となり、このことが本組合の収入拡大となり組合運営の改善につながる。「経営強化支援事業」の具体的な事業は以下のとおりとなっており財務改善に重要な事業となっている。農業のセーフティネットである農業保険制度を東京の農業者がより広く活用できるよう、以下の3事業からなる農業共済組合経営強化支援事業の継続を要望いたします。

### (1) 果樹損害防止事業

果樹の病虫害を未然に防ぎ、農業経営の安定と共済金の支払抑制による組合の経営安定に大きく寄与している事業です。

- ・梨のハダニ被害を未然防止するための損害防止費用
- ・共済金の支払削減による運営費の確保

### (2) 加入促進事業

当組合の実施事業である農業保険事業を強力に推進し、農業経営の安定と加入にともなう事務費賦課収入の確保により組織運営の安定化を図っていく事業です。

- ・農業保険事業をより広く農業者が活用するための加入促進費
- ・加入促進にともなう事業拡大により事務費賦課金収入の増収を図り組合運営のための財源を確保

### (3) 人材育成事業

当組合は、職員数17名で島しょ部を含む東京都内全域を管轄しているため、常に職員個々の資質向上が求められます。少数精鋭である職場であるためには、人材育成は効率的で効果的な加入促進を行う上で不可欠な事業となっています。

- ・農業保険事業の加入促進のための専門知識の習得

### 3. 農業共済事業の共済金支払実績と農業被害の状況

- 異常気象が常態化した昨今、日本全国各地で線状降水帯による集中豪雨が発生し、河川の氾濫・土砂崩れなどによる自然災害が時と場所を選ばずに起こり被害が頻発化・激甚化している。東京においても、降雹や台風等による農業災害が発生し多くの農業者が被害を受けている。

〈都内過去5年間の共済金支払実績〉

年度	支払共済金
令和2年度	70,589千円
令和3年度	67,877千円
令和4年度	61,424千円
令和5年度	69,782千円
令和6年度	74,033千円
5年間計	343,705千円

※支払共済金は全制度共済合計

〈東京における近年の大規模等被害と共済金支払額〉

	被害単位	支払共済金
平成24年5月の降雹による梨の被害	513a	23,758千円
平成26年2月の降雪による園芸施設被害	458棟	134,872千円
平成30年10月の台風第24号による園芸施設被害	723棟	88,923千円
令和元年9月の台風第15号、第19号及び第21号による園芸施設被害	551棟	88,122千円
令和6年9月八王子市小比企町の一部で生じた降雹による被害	40棟	8,745千円

## 4. 「収入保険加入推進支援事業」の必要性

今夏も記録的な猛暑となり、昨年を超える高温や豪雨等が露地野菜、果樹栽培等に大きな農業被害をもたらした。農業経営収入保険事業は、既存の共済事業では補償対象外であった露地野菜経営や複数の樹種で営む果樹経営も補償の対象となる。

そのため農業経営収入保険事業は、令和5年度より開始した「未来へつなぐ」サポート運動において、全国の農業共済組合が一丸となり推進活動を強化しており、令和6年度末に全国10万経営体の目標を達成した。

都内の農業者の経営安定のため、自然災害に加え、価格や需要の低下、労働力不足による作付面積の減少など幅広いリスクに対応できる農業経営収入保険事業の加入拡大を強力に推し進めることが都民、国民から求められている。

収入保険をより多くの農業者に活用いただくためにも、農業者の負担軽減や加入判断のインセンティブとなっている保険料の助成及び加入推進活動への支援等の継続を要望します。

### ○ 農業経営収入保険事業の実績（過去5年間）

	加入実績		保険金支払実績	
	加入件数 (経営体)	補償額 (千円)	支払件数 (件)	支払保険金 (千円)
令和3年	202	1,260,907	50	94,052
令和4年	355	1,830,711	92	71,041
令和5年	416	2,156,805	121	86,920
令和6年	491	2,562,851	131	88,295
令和7年	561	2,952,206		

※ 令和7年10月末時点の暫定値

# 要 望 書

令和 7 年 1 1 月

東京都森林組合

(一社) 東京都森林協会  
東京都治山林道協会  
多摩木材センター協同組合  
東京都素材生産組合  
東京都林業研究グループ連絡協議会

令和7年11月20日

東京都知事

小池百合子様

東京都森林組合  
代表理事組合長 木村 康雄

### 令和8年度東京都予算編成に対する要望について

平素より、東京の森林・林業振興につきまして、格別のご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、私ども東京都森林組合は、東京都全域（島しょ部含む）を対象とし、森林所有者約2,600人の組合員を擁する協同組合であり、現在、都内の約7万9千ヘクタールの森林を計画的に整備するとともに、東京都が実施しております、「森林循環に資する花粉発生源対策事業」により毎年スギやヒノキ林の伐採・搬出を行い「とうきょうの木」を出荷し、その利用拡大に取り組んでおります。

ご案内のとおり東京の森林は、木材生産はもとより、二酸化炭素の吸収、酸素の供給を始め、水源涵養、土砂災害の防止、都民の憩いの場の提供など多面的な機能を有する等都民共通の貴重な財産であります

しかし、長引く木材価格の低迷に伴い、森林循環の停滞により、植林されてから60年が経過した多くの森林では二酸化炭素の吸収機能が低下し、花粉の飛散量が増加するなど地球温暖化問題にも影響を及ぼしているのが実情であります。

こうした中、東京都における「森林循環に資する花粉発生源対策事業」や「森林再生事業」等の実施により、植林から下刈り・間伐などの一連の森林整備を、当組合を始めとする林業事業体が進めることにより、その機能が一層発揮されているものと認識しております。

一方、日本経済は円安や緊迫する世界各地の紛争の影響を受け、原油価格の高騰が要因となり諸物価の上昇が続いております。

このような情勢下、抜本的な木材価格の改善には至らず、施業コストの高騰もあり、今後の林業経営に大きな影響が出ることを懸念しております。

また、森林経営管理法の施行により、東京都を始め各区市町村に森林環境譲与税が交付されていますが、この財源の有効活用に向け今後は、森林整備はもとより「とうきょうの木」の利用拡大を図るため、川中・川下である区市との連携が強化され、川上である東京の森林が更に整備されることを願っています。

加えて、施業を行う作業員は年々高齢化が進み、更には過酷な施業に従事する労働条件から作業員の後継者育成や確保が困難となり、伐採、利用、植栽、保育という森林循環の継続が危惧されております。

こうした厳しい現状下ではありますが、林業における山づくりは、50年100年の長いスパンが必要なことから、今後、東京都や関係する区市町村の協力と支援を仰ぎ、東京の森林の整備・保全に尽力してまいります。

つきましては、令和8年度の東京都予算編成に際し、「森林の整備と林業・木材産業の振興」等に関する下記の18項目につきまして、特段のご配慮を賜りますよう衷心よりお願い申しあげます。

## 記

### 【森林整備関連】

#### 1. 森林循環の促進に向けた対策の強化(継続案件)

平成18年度より東京都の「スギ花粉発生源対策主伐事業」が開始され、平成27年度には、「森林循環促進事業」に名称が変更、更に令和6年度に「森林循環促進に資する花粉対策事業」の開始によって、森林の循環が促進されている。また、これまでシカの食害の影響により伐採が対象外となっていた多摩川北岸域においても事業地としての取り組みが開始されています。

しかしながら当該事業地は、急峻な地形が多く点在している東京の森林において、スギ・ヒノキ林を伐採・搬出し、その跡地に地拵えを行い花粉の少ないスギ・ヒノキが植林され、下刈り等の保育作業が実施されています。

特に夏場に実施する下刈り作業は、直射日光を遮る場所もなく、気温が異常なほど上昇し、作業地では常に熱中症の危険が伴うなど、森林整備を担う林業経営体は、厳しい地形と気象条件のもとでの対応を行っているの

が実情となっております。

この様な現状を踏まえ、急峻な地形での施業に対する傾斜補正と林道等からの施業地までの通勤時間等を考慮した施業歩掛の補正を行うとともに、一歩間違えれば生命の危機的状況となる夏場の下刈りに対する安全対策や施業単価の見直し等、施業を担う林業経営体に対する経営面での支援の強化の拡充を早急に行うよう要望いたします。

## 2. 保育のための間伐事業の更なる推進・強化

### (1) 造林補助間伐の推進(継続案件)

国の間伐補助対象森林の要件は、森林経営計画の認定森林が条件であり、一定の林齢以下で一定量以上の間伐材を搬出する森林が対象となっております。

しかし、東京の森林の地形は急峻で所有森林面積も小規模に細分化されおり、かつ搬出経費が割高となるなど間伐材の搬出が困難であり、林齢も高いこと等から国庫補助の対象外の森林の割合が多く存在しています。

こうした状況の中、これまで東京都単独による間伐の助成を受け、整備を進めているが、未実施で適正に整備しなければならない森林も多く存在していることから、引き続き東京都単独の助成の継続を要望いたします。

### (2) 森林再生事業の強化(継続案件)

森林は木材生産のみならず、水や空気を育み、私たちや動植物の生息環境を守ってくれる大切な財産と位置づけ、森林のはたらきを回復するために、手入れが行われず荒廃している多摩地域の奥山のスギ・ヒノキの人工林において、環境面の強化を図るための「森林再生事業」が実施されてきました。

本事業により多摩地域の森林において間伐や枝打ちが実施され、地域の環境面での整備が進められるとともに、林業事業体の育成等にも寄与し地域の活性化も図られております。

しかしながら、奥山等を対象とした新たに事業を実施する個所や枝打ち実施個所、更に2回目間伐対象個所等もあることから本事業を引き続き継続とともに、これまで切り捨てられていた間伐した立木を搬出し、林地での集中豪雨や台風等の防災面の機能強化を図るための搬出に伴う経費の予算確保などの支援を要望いたします。

### 3. 林道・森林作業道に対する整備促進の強化

#### (1) 森林循環の促進に必要不可欠な林道等の開設予算の確保(継続案件)

森林循環の促進に必要不可欠な林道等の開設予算の確保多摩地域の森林は急峻な地形に加え、小規模所有者が多いことから、より効率的な林業経営を行っていくためにも、重要な基盤施設である路網の整備が不可欠である。このような状況を踏まえ、従来からの「林道開設事業」に加えて平成27年度から市町村と連携した「林道整備促進事業」が実施されております。

しかしながら、急峻な地形が多いこと、また岩盤な地形や軟弱地盤個所の対応等で開設単価が割高となり林道開設が進まない現状となっています。林道の開設等は、森林所有者の承諾により開設され、その周辺における森林にも施業等における効果が得られることから、保育施業に加え伐採・搬出等引き続き路網開設の促進を図るための開設予算を確保し、計画的に事業を進めるよう要望いたします。

#### (2) 既設林道の抜本的な改良促進(新規案件)

伐採・搬出施業を実施している「森林循環促進に資する花粉発生源対策事業」や間伐事業等の計画調整時に、既存林道における耐荷重不足の橋梁や狭い林道幅員により、大型林業機械の導入等ができないなどの理由から事業実施が不可能となる箇所が存在することから従前より大型林業機械を含め伐採木などを運搬する大型車両の導入が可能となる林道改良の要望を行ってまいりました。

しかしながら、台風災害等による林道災害復旧工事が優先された影響も

あり、事業進捗が遅れているのが実情であります。

今後、大型林業機械等の導入が可能となり、森林組合や林業事業体が効率的に施業を実施できるよう既設林道を計画的かつ着実に抜本的な改良の推進を図るよう要望いたします。

#### 4. 集約化施業の推進強化

##### (1) 森林境界の明確化の推進(継続案件)

多摩地域における森林の個人所有規模は5ha未満が9割で、小規模に分散しているのが特徴です。

このため、森林施業効率が悪く荒廃の原因となっており、特に所有者の高齢化や相続等に伴い、所有する森林の境界が不明確な森林が増加している現状を踏まえ、その対策として東京都の独自事業である「森林経営効率化支援事業」が実施されております。

しかしながら、境界不明確な森林は依然として多数存在し、森林施業を進める上で支障をきたしております、今後も増加していくことが見込まれます。

引き続き、森林境界の明確化や集約化施業の拡大と精緻化に向けた取組の支援を要望いたします。

##### (2) 森林作業道設置の拡充強化(継続案件)

森林作業道設置に際し、沢を横断する箇所や土場の設置等、構造物が必要な箇所等に対する支援が予算化され整備が進められております。

今後も作業道を活用し、間伐や間伐材の搬出等を行うためには、間伐材や高性能林業機械等を仮置きする中間的な山土場の設置等も必要不可欠であり急峻な地形等、困難な個所における作業道の設置と山土場設置等に対する支援と助成の継続を要望いたします。

##### (3) 林業事業体等の強化事業の推進(継続案件)

林業は、他産業と比較して低収入であり、また労働災害発生率が高いことや林業事業体等が小規模零細で経営基盤が脆弱なことを踏まえ、都独自の経

営基盤の強化、林業技術者の雇用の維持・安定化、労働環境整備による従事者の定着等の事業支援が実施されております。

しかしながら、零細な事業体が林業機械・設備等の導入や経営の拡大・多角化等を進め、作業員に対する社会保障制度の充実を図り経営基盤の強化に向けて計画的に進めるには、一定期間の年月を要することから、林業事業体に対し経営基盤が確立できるよう継続した支援を要望いたします。

#### (4) 林業労働力総合対策事業の推進(継続案件)

林業技術者は、国や都の林業労働力対策等により増加傾向にあるものの、森林整備に携わっている作業員は経験年数も浅く、作業道の整備や伐採・搬出などの高度な技術を有している作業員が少ないのが実情です。

このような中、令和2年度より、伐採・搬出技術者育成のための「東京トレーニングフォレスト」事業が具現化されました。

しかしながら、技術者の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、この育成強化支援を活用し、林業事業体として経営基盤を確立し、「きつい、汚い、危険」と言われる3K職場での環境改善が図られ、若手作業員が短期間で離職することなく地域に定着し安定した生活が確保されるよう「林業労働力総合対策支援」を継続するとともに、更なる支援強化策を要望いたします。

#### (5) 東京の森林に適応した持続可能な林業機械の開発(新規案件)

東京の森林は、急峻な地形を抱え、また、夏場の異常な気温の上昇による過酷な施業に従事する等の労働条件から、作業員の後継者育成や確保が困難な状況下となるなど、これまで人力で行ってきた森林での施業は限界となり、加えて高齢化も進み森林循環の継続が危惧されております。

今後、2030年には少子高齢化がさらに進み、日本の人口の約3割が65歳以上の高齢者になる中、労働力不足や社会保障費の増大など、様々な社会問題が表面化する現状から、新たに人力に代わる東京ならではの林業機械(ロボット等含む)の開発等に向けた取り組みを要望いたします。

## 5. 台風災害等による林道災害復旧並びに治山対策の強化（継続案件）

昨今、地球温暖化に伴う「線状降水帯」の発生による土石流等が全国各地で多発し、甚大な被害状況となっております。

また、23区内においても短時間での集中豪雨による浸水被害が発生するなど、今後地球温暖化により勢力が増加している台風の襲来により、多摩地域や島しょ部での被害の増大が懸念されております。

東京都においては、令和元年10月に襲来した台風19号により多摩地域の森林での斜面崩壊をはじめ、林道の路面洗堀や路肩、斜面の崩落等の発生により、各所で通行止めとなつたが、東京都や各市町村の尽力により各箇所で復旧が図られ林道等も無事に開通されました。

しかしながら、現在でも檜原村の一部の林道では通行止めが続いており、森林施業等に支障を来たしているのが実情であります。

更に、被災した崩落箇所等では森林の公益的機能が低下し、今後の集中豪雨や台風等により、下流域への人家等への影響も懸念されていることから、一部通行止めとなっている林道と被災した森林の早期復旧を図るとともに、多摩地域及び島しょ部において土砂災害等の未然防止対策を含め、治山事業や林道事業の強化することが必要不可欠であります。

また、集中豪雨等により林道に土砂等が堆積した箇所について、林道管理者に撤去等を依頼しているが、工期等の関係から林道を利用している林業事業体自らがやむを得ず土砂撤去を実施している事例があります。

そもそも林業生産向上の一環として森林施業等を目的に東京都が林道を適正に維持管理することが責務の中、安全な通行を速やかに確保するとともに、既存施設の点検等を定期的に行い適正な維持管理を実施するよう要望いたします。

## 6. 第6期東京都第二種シカ管理計画の着実な実施（継続案件）

東京都のシカ保護管理計画は平成17年9月から開始され、令和4年4月には「第6期東京都第二種シカ管理計画」が制定されているが、多摩地域のシカの生息区域は奥多摩町、青梅市、檜原村で拡大し、更に八王子市、あき

る野市、日の出町においてもシカの目撃情報が多数あるなど森林を抱える6市町村（八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町）まで生息地域が拡大しております。

こうした状況から新植した苗木は翌日にはシカの食害を受け、シカ柵が設置されていない個所ではシカの餌場となっております。

また、立木の皮むきなどの被害も拡大しており、植林地でのシカ柵設置に加え生息調査や森林被害調査等を含めた対策を行うとともに直近の計画にある効果的な対策と目標生息数の達成とシカによる食害からの根絶に向けての対策、加えてシカの捕獲の担い手である狩猟者の高齢化が著しく、捕獲が困難な状況にあるとの認識に立ち、狩猟者の確保・育成や効果的な捕獲方法等引き続きの対策強化を要望いたします。

## 7. ツキノワグマ対策（継続案件）

全国で「クマ騒動」が続いております。

北海道、東北を中心にクマによる人身被害が多発し、統計を取り始めた平成18年度以降最悪となっております。

そのような中、東京都でもクマの目撃情報が相次いでいます。

そのツキノワグマの東京都における生息地域は、西に位置する多摩地域（八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町）の森林であり、推定生息数は平均161頭（128～181頭）となっております。

こうした状況から、多摩地域の森林では地球温暖化の影響から、クマの冬眠も減少傾向にあり通年に亘りクマとの遭遇が危惧されております。

一方、立木の皮むきなどによる林業的な被害も拡大しています。

また、森林を抱えている市町村では人家周辺へのツキノワグマの出没が増加し、人的、物的被害も発生しており、他の地域でも常にクマと遭遇し被害が発生する恐れもあることから早急に抜本的な対策を講じるよう要望いたします。

## 8. ナラ枯れ被害対策の推進(継続案件)

ナラ枯れの原因となる病害虫（カシノナガキクイムシ）が運ぶ病原菌により令和3年頃から八王子市、あきる野市、青梅市におけるナラ枯れの被害が急速に拡大し、現在では日の出町、青梅市においても被害が拡大しており、奥多摩町、檜原村においても被害の拡大が散見されております。

森林内で被害を受けた樹木はナラ枯れにより、台風等による倒木の恐れもあり、人命や施設等への影響も危惧されております。

については、早急に現地調査を実施し、被害を受けている樹木の枯損木処理や健全なナラの木に対する薬剤の注入等の対策を速やかに行うよう要望いたします。

## 【林業・木材産業振興関連】

### 1. 多摩木材センター(原木市場)の機能強化の推進(継続案件)

多摩の森林から伐採された原木丸太(年間約24,000m<sup>3</sup>)の約7割(16,000m<sup>3</sup>)は、多摩木材センター協同組合の原木市場(以下「原木市場」という)を通して地元や近隣の製材業者に販売されているが、都の「森づくりプラン」(令和3年6月改定)では令和12年までに多摩産材の供給量の目標を36,000m<sup>3</sup>と定め、森林の保全と林業の活性化を図るための各種事業を推進していくこととされております。

しかし、年間の供給量36,000m<sup>3</sup>を達成するためには、原木市場での原木取扱量を年間約27,000m<sup>3</sup>まで増加させることが必要不可欠であります、現在の原木市場の取扱量はほぼ限界に達しております、現状のままでは目標を達成することは困難な状況となっております。

この様な状況を踏まえ、令和5年度から東京都の協力の下、運営の効率化及び取扱量の増加に向け、「運営効率化検討委員会」を設置し、検討を重ねてきた。その結果、「①選木機を導入して、市の準備の効率化を図ること。②市の取扱量を増やすために市場の敷地面積を最大限拡張(約4,000m<sup>2</sup>拡張)すること。」の2つの対策を講じることにより、目標達成が可能との結論に達した次第であります。

令和6年度、この結論を基に、原木市場ではこの2つの効率化対策を推進するための調査を開始しましたが、選木機の導入と敷地拡張には、多額の予算が必要であり、原木市場単独での実現が困難なことから東京都の特段のご支援を要望いたします。

### 2. 「とうきょうの木」の利用拡大の強化(継続案件)

東京の森林の人工林の多くは、昭和30年代に植林されたスギ・ヒノキであり林齢も60年が経過し収穫期を迎えております。

こうした中、東京都や区市町村においては、森林の循環を促進し「とうきょうの木」の利用を進めるとともに情報提供機能の強化を図っております。「とうきょうの木」の利用拡大が図られることは、林業振興や地域経済の活

性化に不可欠であり、また、地元で育てられた木材は地域の気候に適応し調湿作用等の働きを有することから、住環境にも適しております。

しかしながら、「とうきょうの木」の知名度の低さや利用されることで森林の循環が促進され、二酸化炭素の吸収や酸素の供給等公益的機能の強化が図られることなどへの理解度が浸透していないのが実状であります。

このような中、令和元年11月には、経済同友会が中心となり、「木材利用促進全国会議」が各地の経済同友会や各都道府県・市町村等の地方自治体、企業や団体の参加を得て、木材の利用促進について全国規模で展開する会議が設立されております。

こうした利用に向けた機運や木材利用の効果や利用することの意義を都民や関係企業にこれまで以上に普及・PRし、住宅等への利用を促すなど、「とうきょうの木」としての付加価値を高め、川上・川中・川下が連携した取組みに向けての強化に加え、木材利用ポイントの導入等の新たな取り組みも開始されていることから、大消費地である都心部での従前以上に「とうきょうの木」の普及・PRの強化に向けた取り組みを要望いたします。

### 3. 森づくり推進プランの着実な推進(継続案件)

東京の森林は、技術者の不足、シカによる林業被害の深刻化、相次ぐ災害の対応、また林業事業体の経営基盤強化、「とうきょうの木」の利用拡大、基盤となる林道整備促進、更には、森林所有者の高齢化の進展に伴い、森林への関心が希薄となる等様々な課題を抱えております。

この様な環境下、東京都では令和3年6月に「森づくり推進プラン」が改訂されました。

本プランでは、令和3年度より12年度までの10年間の計画としており、基軸1として「森林整備を促進し公益的機能を高める森林整備」、基軸2「生産性と公益性の高い林業経営」、基軸3「多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大」、基軸4「都民や企業による森林利用の拡大」の4つの基軸を定め森林整備と林業振興に向けた取組みを展開することとし

ております。

この様な取組みを計画的かつ着実に推進し、東京フォレストビジョンの実現に向けて、都の既存計画や「森づくり推進プラン」を含め具体的な取組みを具現化し、東京の森林の将来に夢と希望が持てる仕組みの構築を要望いたします。

#### 4. 国の森林環境譲与税の有効活用に向けた取組み強化(継続案件)

平成31年4月1日より国の森林経営管理制度が施行され、本制度導入に伴い、東京都が主体となり森林を有する6市町村（八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町）と連携し、制度運用等を担う「東京都森林経営管理制度協議会」が令和2年11月に設立され、東京都森林組合も協議会事務局の一員として参画しております。

森林経営管理制度では、市町村が実施する意向調査やその調査結果に基づき、経営管理意欲がない森林所有者から市町村が委託を受け、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業事業体に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理するシステムとなっております。

しかしながら、市町村が実施した意向調査は、これまで900haとなっておりますが、東京都としてその対象森林に対する具体的な対応方針等が示されていないのが実情であります。

また、東京都の森林は、所有する森林所有者の殆どが、森林の位置や境界が不明確となっていることから具体的な施業方針を提示し調整するためには、相当の時間と労力が必要不可欠となっております。

更に、関係市町村や森林所有者から対象地に対する林道整備等の要望や「森林循環に資する花粉対策事業」・「森林再生事業」への実施可能性の有無、加えて森林経営計画策定における調整などを含め、東京都と各関係機関との連携強化を図るとともに具体的な方針等を示し、官民一体となって森林環境譲与税を財源とした「とうきょうの木」の利用拡大や多摩の森林整備の活用に向け、積極的な働きかけや指導等を行うよう要望いたします。

東京都知事

小池百合子 様

令和8年度

東京都予算等に対する要望について

令和7年11月20日

一般社団法人東京都中小企業診断士協会

会長 森川 雅章

## 『2050東京戦略』～東京 もっとよくなる～実現に向けた予算要望

### ～中小企業・小規模事業者の明るい未来に向けて～

東京都では、2050 年代に目指す東京の姿「ビジョン」を実現するため、2035 年に向けて取り組む政策を取りまとめた、『2050 東京戦略』を 2025 年 3 月に公開しました。冒頭、知事は、「時代には節目がある。(中略) 变化を恐れず、古い発想や先入観にとらわれず、AI 技術などこれまでにない新たな手法も積極的に取り入れ、取組をさらに加速させていく。」「徹底したDXによって、都民の「手取り時間」を増やすこそ、明るい未来の鍵です。」と宣言されています。

産業分野に目を向けてみると、都内には約 419 千社の中小企業・小規模事業者があり、約 6,197 千人が働いています(2021 年経済センサス活動調査より)。中小企業・小規模事業者 1 社 1 社とそこで働く一人ひとりの活躍こそ、東京の活力向上につながる重要な役割を担っています。

東京都では、都内中小企業・小規模事業者を取り巻く環境の変化に対応した様々な施策を打ち出し、持続可能な経営を支える取組を強化しています。目標である「手取り時間」を増やすには、生産性向上に向けた改善が必要です。

中小企業・小規模事業者が抱えている問題に対して課題を設定し、経営基盤の強化を進めるためには、中小企業診断士による伴走支援が有効です。

本会では、「問題解決型」と「課題設定型」の両輪による中小企業・小規模事業者への支援が必要であると考え

1. 中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化
2. 中小企業のリスク対策支援の強化
3. 地域密着型事業者の経営力強化

の 3 テーマを掲げ、令和 8 年度の事業実施に向け、全 8 項目の予算要望を提出いたします。

## 【要望の概要】

### 1. 中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化について

- (1) 専門家派遣の拡充で成長支援を強化されたい【重点項目】
  - ① 専門家を活用した中小企業・小規模事業者の経営基盤強化
  - ② スタートアップ支援事業のさらなる強化
- (2) 円滑な事業承継・技術継承への伴走支援を拡充されたい
  - ① 切れ目のない事業承継・M&A 支援の強化
  - ② 技術継承への伴走支援の拡充
  - ③ 事業再生・再チャレンジ向けた支援の充実
- (3) 中小企業・小規模事業者の持続的成長を促す人材育成、確保を総合的に支援する体制を構築されたい。

### 2. 中小企業のリスク対策支援の強化について

- (1)リスクマネジメント向上のため専門家活用の体制を強化されたい【重点項目】
  - ① 東京のオールハザード型「BCP(事業継続計画)」策定の高度化支援
  - ② 有事に備えた中小企業診断士の活用体制整備

### 3. 地域密着型事業者の経営力強化について

- (1)都市課題を解決する分野への参入支援策を拡充されたい
- (2)東京都のインバウンド消費に応えるための支援強化を図られたい
- (3)多摩・島しょ地域の商業・サービス事業者の経営力強化を図られたい
- (4)商店街の活力向上に向けて中小企業診断士の活用を図られたい

## 1. 中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化について

### (1) 専門家派遣の拡充で成長支援を強化されたい【重点項目】

#### ① 専門家を活用した中小企業・小規模事業者の経営基盤強化

日本経済は、賃上げや投資の拡大、急激なインバウンドの伸びなど、新たな成長型経済の実現に向けた潮目にある。しかしながら、中小企業を取り巻く環境は、国内では、深刻な人手不足、原材料費の高止まり、物価高を踏まえた消費マインドの低迷に直面するとともに、対外的には、中東・ウクライナを始めとする国際情勢の不透明感、さらに7月に一応の決着を見たものの米国の相互関税措置など、依然として安定性に欠く厳しいものとなっている。

中小企業・小規模事業者は、一般に経営資源に制約があり、経営環境の変化への耐性が低いが、このような環境下においても、新たな成長に向け前向きに取り組む事業者は多い。

経営環境の変化への耐性を高め事業を継続するためには、既存事業の深耕や新たな事業への進出を検討することが必要である。

東京都では「事業環境変化に対応した経営基盤強化事業」により、経営体質の強化や事業の持続的発展を資金面と専門家派遣により支援しているが、本事業を継続されたい。

加えて、環境、生産性向上に向けたデジタル化推進、防災対策といった中長期の課題には、依然として初期投資への不安、実施に向けた適切な人材、ノウハウの不足により、具体的な着手に至らない事業者も多い。

こうした中長期の課題に対応するためには、資金支援に加え、不足する人材、ノウハウの不足を補うための専門家による「伴走支援の仕組み」の強化が求められる。その際、横断的な知見を有する中小企業診断士を活用されたい。

#### ② スタートアップ支援事業のさらなる強化

東京都は、「TOKYO SUTEAM」などのスタートアップ支援施策を積極的に展開し、世界をリードするユニコーン企業の創出を目指している。スタートアップが急成長を遂げるためには、資金調達や技術開発に加え、経営戦略の立案、組織体制の構築、マーケティング・販路開拓など、経営の多面的課題への実務的な対応が求められる。

その中でも、「大学発スタートアップ創出支援事業」では、都内大学の研究シーズやアイデアを起点とし、専任のコーディネーターによる伴走支援と経費補助を

組み合わせて、大学内における起業支援体制の構築から、実際の事業化までを包括的に支援している。中小企業診断士は、経営全般に関する専門知識と実務経験を有しており、スタートアップの成長ステージに応じた実践的な助言・支援を行うことが可能である。研究シーズやアイデアを活用した起業ができる環境整備の一環として、実務経験豊富な中小企業診断士による伴走支援の仕組みを構築することで、支援の拡充を図られたい。

東京都が展開する「スタートアップ知的財産支援事業 ハンズオン支援」や「社会課題解決型スタートアップ支援事業」、「創業助成事業」などの各施策においても、中小企業診断士の知見を活用することで、支援の質の向上と実効性の担保を期待できる。引き続き、スタートアップ支援分野における中小企業診断士の積極的な活用を図られたい。

## (2) 円滑な事業承継・技術継承への伴走支援を拡充されたい

中小企業・小規模事業者においては、経営者の高齢化が進んでいる。地域経済の担い手である都内の事業者数を維持し、長年培ってきた経営資源の散逸を防ぐためには、円滑な事業承継・M&A を促進するとともに、従業員が保有する先端技術や伝統工芸技能の適切な継承を図ることが重要である。

しかしながら、経営資源に制約の多い中小企業・小規模事業者においては、人手不足の中で、事業承継や技術継承に取り組む余裕がない場合も多い。こうした状況を受け、以下のような施策拡充が求められる。

### ①切れ目のない事業承継・M&A 支援の強化

東京都では、商工会議所・商工会、域金融機関を通じた相談や各種補助金などの事業承継支援事業に取り組んでいるが、より早い段階から事業承継の必要性を周知し準備を促すことが重要である。この実施にあたっては、外部機関や支援者による「プッシュ型」の働きかけが効果的だと考えられる。例えば、経営者が 60 歳以上であることなどを基準に、「事業承継計画」を東京都に登録する制度を設け、登録者への支援を強化することなども検討されたい。

また、第 3 者承継(M&A)を含めた事業承継の必要性の理解促進、事業承継計画の策定、事業承継計画策定後のフォローアップ、後継者とのマッチングプラットフォーム活用など、各段階を切れ目なく専門家が支援する体制の構築も有用である。中小企業診断士を活用した伴走支援の拡充も検討されたい。

## ②技術継承への伴走支援の拡充

先端技術を有する製造業や伝統的工芸品産業の技能者が保有する技術は、一度失われると取り戻せない無形資産である。新たな事業者の参入促進や技術者の育成を図ることは、製造業の競争力の維持を図る側面からも重要である。

技術やノウハウの継承だけでなく、デジタル技術や外部人材の活用、伝統と先端技術の融合などによって、新たな事業展開を図ることも考えられる。

動画による伝承すべき技術の可視化、異分野との連携によるイノベーションの促進、技術の第3者評価による新たな価値の発見などにおいて、様々な専門分野の知識を有し、事業全体を俯瞰できる中小企業診断士を活用して伴走支援を拡充されたい。

また、事業承継や技術継承の問題は機微な問題であるため、中小企業・小規模事業者が金融機関などへの相談を躊躇するケースや、支援プロセスそのものに時間を要することも多い。相談者の心理的障壁を下げ、速やかな課題対応への着手が可能となるように、行政・金融機関などとの連携におけるコーディネーターや伴走支援者として中小企業診断士の活用を図られたい。

## ③事業再生・再チャレンジ向けた支援の充実

コロナ禍以降、様々な支援が行われてきたが、いまだに業績回復を果たせていない企業も一定数存在している。これら業績回復を果たせない企業の資金繰りの確保や収益力の改善を図り、市場退出を防ぐには、早期の経営改善支援の実施が有効である。

これまで東京都では、「事業承継・再生支援事業」などの取組を通じて、事業再生に向けた支援に取り組んでおり、早期の経営改善支援には本会も、各支援機関や信用保証協会などと連携し取り組んできた。経営改善に向けた支援規模の一層の拡充を図られたい。

また、やむなく廃業を選択せざるを得ない場合においても、地域の経営資産を円滑に引き継ぐことで、従業員の雇用の維持や経営資源の散逸を防ぎ、価値ある事業を継続し、影響を最小限にとどめることも見込める。併せて再チャレンジに向けた支援も促進されたい。

### (3) 中小企業・小規模事業者の持続的成長を促す人材育成、確保を総合的に支援する体制を構築されたい

中小企業・小規模事業者において、人材不足や働き方の多様化に対する対応の遅れは、長年にわたり指摘されてきた課題である。特に少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する中で、若年層の新規採用はますます困難となり、雇用の維持・確保が喫緊の課題となっている。

東京都では「東京の未来の働き方推進事業」「働き方改革パワーアップ応援事業」「『手取り時間』創出・エンゲージメント向上推進事業」「リスクリング・キャリアデザイン応援事業」「中小企業の賃金制度整備等支援事業」などを通じ、サステナブルな働き方を推進するための登録制度や相談窓口の設置、リスクリングや賃金制度整備のための専門家支援を行っており、成果を挙げている。

しかしながら、経営資源に制約のある中小企業・小規模事業者では、課題の根本原因を把握しきれず、個別施策の単発的な利用に留まってしまい、十分な効果が発揮できない場合が多い。こうした現状を踏まえると、人材に関する複数の課題を整理して、総合的に支援する体制が必要である。

その実施にあたっては、中小企業・小規模事業者の実情を把握し、経営改善支援に精通した中小企業診断士をコーディネーターとして登用し、総合的な人材戦略の支援体制の構築を図られたい。

具体的には、

- ① 現状分析と課題の特定
- ② 人材戦略の策定支援
- ③ 実行計画の策定と進捗管理
- ④ 専門家による経営者の意識改革支援

などをコーディネーターの助言指導により実施する。これらの伴走支援で策定された人材戦略や診断レポートに基づき、

- ・働き方改革に資する諸制度の整備
- ・システム導入(例:RPA導入、勤怠管理システム刷新)
- ・職場環境改善(例:オフィスレイアウト変更、健康経営推進)
- ・人材育成(例:リスクリングプログラム導入、OJT強化)

など、各種既存施策を活用した課題解決策を実施していく。

## 2. 中小企業のリスク対策支援の強化

### (1) リスクマネジメント向上に向け専門家活用の体制を強化されたい【重点項目】

#### ① 東京のオールハザード型「BCP(事業継続計画)」策定の高度化支援

東京都は、「100 年先も安心」を目指して TOKYO 強靭化プロジェクトを推進している。この中で東京に迫る5つの危機として、1) 風水害、2) 地震、3) 火山噴火、4) 電力・通信の途絶、5) 感染症を挙げ、オールハザード型の防災対策に取り組んでおり、迫る危機への啓発のため、防災訓練やシンポジウムなども行っている。また、「災害の脅威から都民を守る都市づくり」において、風水害に対する中小河川の整備や、大地震の備えとして、住宅の耐震化や感震ブレーカによる出火防止対策、「東京とどまるマンション」への登録促進を行っており、地域防災力の向上に取り組んでいる。

これまでのハード対策によって東京の防災力は着実に向上しているが、一方、単身世帯、独居の比率が高まる人口構造の変化や住民による自治会加入率の低下などで、地域コミュニティが希薄化している。

地域に根ざす中小企業・小規模事業者は、雇用創出に加え、地域コミュニティの担い手としても期待されるが、それぞれの地域において、地域固有のリスクを認識し、対応策を準備できている事業者は少ない。

東京都では、東京都中小企業振興公社を通じて BCP 策定支援事業を実施しているが、オールハザード型「BCP 策定支援事業」を拡充するとともに、中小企業・小規模事業者が、BCP にもとづく訓練や計画の見直しを通じて、その実効性を高める取組みの支援を強化されたい。また、実効性のある BCP の策定と定着の促進に向けては、経験豊富な中小企業診断士の活用を図られたい。

#### ② 有事に備えた中小企業診断士の活用体制の整備

風水害・地震・火山噴火などの自然災害以外にも、コンプライアンス、サイバーセキュリティ、経営者の健康、後継者不在など、企業が継続的に対応すべきリスクは多い。また、地政学リスクに起因する資源価格の高騰や米国の相互関税措置の発出による急激な経営環境の変化など、早急に対応すべきリスクも存在する。

企業の有事における耐性強化に向けては、短期および中長期の両方の視点からの検討が必要である。事業計画の策定から実行、モニタリングまでの伴走支援が行える中小企業診断士の活用を拡充されたい。

また本会は、都内を 6 支部に分け活動している。所属する中小企業診断士はそ

の地域の住民でもあることから、行政と連携した地域密着の活動が可能である。

有事に都内の事業者に対して適切な支援を行うためには、日頃から東京都や各市区町村と本会が緊密かつ継続的なコミュニケーションを取り、「いざ」という時の体制を準備することが重要であると考えている。各行政機関と本会との間での、有事の連携体制の整備について検討されたい。

### 3. 地域密着型事業者の経営力強化について

#### (1) 都市課題を解決する分野への参入支援施策を拡充されたい

東京都では成長と成熟が両立した「持続可能な都市・東京」を実現するため、国内外において市場の拡大が期待される産業分野（都市課題を解決する成長産業分野）への都内中小企業の参入を促進する「TOKYO 戦略的イノベーション促進事業」を展開し、①防災・減災・災害復旧、②インフラメンテナンス、③安全・安心の確保、④スポーツ振興・障がい者スポーツ、⑤子育て・高齢者・障がい者などの支援、⑥医療・健康、⑦環境・エネルギー・節電、⑧国際的な観光・金融都市の実現、⑨交通・物流・サプライチェーンの 9 つの開発テーマに対して研究開発費用の助成を行っている。また、「成長産業人材雇用支援事業」や「市場開拓助成事業」などを通じて雇用や販路開拓の支援を実施するなど、全国的に見ても先進的で幅広い成長産業支援施策を推進している。

これら支援策の実行性を高めるため、経営を俯瞰する分野横断的な知識を有し、「中小企業・小規模事業者の制度理解の促進」や「成長シナリオの設計」「シームレスな伴走支援」を通じて東京都の支援施策を経営基盤強化のプロセスとして翻訳できる専門家として、中小企業診断士の活用を図られたい。

#### (2) 東京都のインバウンド消費に応えるための支援強化を図られたい

東京都観光客数等実態調査によると 2023 年の東京都の観光消費額は 7 兆円を超え、コロナ禍前の 2019 年を上回った。このうちインバウンド消費は約 2.8 兆円と大きく伸張し、足元の訪日外国人客数の増加を踏まえると、今後も 2023 年を上回っていくことが期待できる。これは、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行や円安といった影響はあるものの、これまで東京都や事業者が取り組んできた旅行者誘致の成果であると言える。

しかしその一方で、物価上昇の影響による実質賃金の減少による消費抑制も見られ、生活関連、小売、飲食などの事業者での二極化が進み、経営力の向上に向

けた見直しが急務となる事業者が増えている。

個店ではこれまで、来店時に必要となるキャッシュレス決済の仕組み導入や多言語への対応といった消費者ニーズに応えてきたが、これからは来店前の情報発信にも注力することが求められる。適切な情報発信を行うためには、個店の魅力の視覚化、SNS 活用、商品・サービス構成の最適化、適正な価格設定、販促物の作成、インバウンドへの対応などが必要であるが、事業者だけではその実施が難しいケースが多く、取組に対する支援が不可欠である。

支援にあたっては、きめ細かい継続的なサポートが必要になるため、国内外での商取引の経験が豊富な中小企業診断士の活用を図られたい。

### **(3) 多摩・島しょ地域の商業・サービス事業者の経営力強化を図られたい**

多摩西部の山間地や島しょ地域は、人口減少と高齢化が進展し、さらに経営者の高齢化と後継者難による廃業、飲食店や宿泊業の活性化が課題となっている。

23 区ではオーバーツーリズムが懸念されているのに対し、多摩・島しょ地域ではインバウンドを含めた観光客の流入が少なく、多摩・島しょ地域への継続的な観光客誘致が求められている。その支援にあたっては、「コンテンツの磨き上げ」や「サステナブルツーリズム」などに知見のある中小企業診断士の活用を図られたい。

特に島しょ地域では、10月から2月頃にかけての閑散期の落ち込みが顕著であり、事業者の高齢化・後継者不足と相まって、持続可能な経営基盤の確立が難しい。支援にあたっては、飲食店の効率化や持続的成長に向けて、過年度実施の「飲食事業者向け経営基盤強化支援事業」を継続・拡充されたい。

また、高齢化の進展、人口減による生活インフラ関連事業における後継者や労働者不足も顕著になりつつある。島外からの後継者の移住や労働者の確保のためにも、人材のマッチング事業などの機会を設定するとともに、宿泊事業者のシェアハウスへの転換による住まいの確保や拡充を促進する施策が求められる。これら施策の実施にあたっては、島しょ地域の実情を把握し、経験豊富な中小企業診断士を活用されたい。さらに、島しょ地域への送客を担う中小の旅行会社への支援ならびに海運会社の利用時に「しまぽ通貨」を付与するなど、閑散期における観光需要の喚起を目的とした施策の拡充を図られたい。

### **(4) 商店街の活力向上に向けて中小企業診断士の活用を図られたい**

一部商店街はインバウンドによる賑わいが見られる一方、空き店舗や住宅への転用が進む商店街も見られ、商店街の二極化が進んでいる。商店街の衰退による

地域の活力低下が大きな課題となっている。

東京都観光データカタログによると 23 区内では渋谷・新宿・銀座・浅草などの一部エリアへの訪問が集中している実態はあるが。様々な観光コンテンツの磨き上げが進むに連れ、観光拠点の面的広がりも継続している。

都内の商店街は、観光スポットの近くで生活必需品や飲食・雑貨などの個性的で多様な商品・サービスを提供する「魅力ある地域」としても捉えることができ、新たな観光資源となる可能性が高い。商店街を観光コンテンツ化することで、訪問客の面的広がりによる経済効果の地域への浸透や、特定地域への過集中の緩和効果も期待できる。但し、商店街の観光コンテンツ化に向けては、まず商店街の実態調査を行い、その現状の把握を行うことが重要である。その調査と引き続きの観光コンテンツ化に向けた伴走支援には、経験豊富な中小企業診断士を活用されたい。

令和7年11月20日

一般社団法人東京都中小企業診断士協会  
会長 森川 雅章

(本件連絡先)

東京都中央区銀座2-10-18

東京都中小企業会館5階

電話03(5550)0033

専務理事・事務局長 山本 祐一郎